

産業生活常任委員会  
決算常任委員会産業生活分科会

(令和元年 9 月 11 日)

○ 三木 隆委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、産業生活常任委員会を開会いたします。

傍聴に市民の方が1人みえております。

事務局はインターネット中継を開始してください。

さて、8月21日の広報広聴委員会において、議長である広報広聴委員長より、市議会だよりの表紙等に掲載する写真を集めるため、議会の行事や委員会の模様を撮影したいとの提案がありました。

つきましては、委員会開催中に事務局職員が写真撮影を行うことを許可したいと思しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

今定例月議会においては、決算審査と予算審査を連動させるサイクルの構築に向けた取り組みを実施することとなっております。

決算常任委員会分科会としては、次期予算編成に向けての政策提言が必要と思われる事業等について議員間討議を行い、全体会審査に送るに当たっての論点を整理する必要があります。

議会としての提言が必要と思われる事業等につきましては、質疑の流れの中で議員間討議を実施していきたいと考えておりますので、委員の皆様から議員間討議のご提案を募っていきたく思います。

さて、審査順序についてですが、市立四日市病院、市民文化部、商工農水部の順で審査を行います。

また、当委員会に付託されている請願が1件あり、審査に当たって意見陳述の機会を設けることとしていますが、9月13日午前10時より審査を行うこととしたいと思います。

そのため、所定の時間になりましたら、他の議案審査中であっても一旦中断し、請願審査に切りかえることとしたいと思います。

その他、市立四日市病院において1件の報告、市民文化部において1件の所管事務調査、1件の協議会、3件の報告、商工農水部においては2件の協議会がございます。

当委員会中に取り扱ってまいりますので、ご了承願います。

次に、今回の委員会の中で新たに所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただ

きます。

ご提案はございますでしょうか。

なお、休会中の所管事務調査については後ほどお諮りしたいと思います。

提案はございませんか。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと請願審査の部分で、どこまで踏み込んでやれるかというところがあるので、請願審査の内容いかんによっては、客引き関係のものを所管事務調査で取り扱っていただくということにしておいて、請願の中であったり、決算の中で十分にもめたというふうに判断したら下げるということが可能であれば、そういった扱いをしていただきたいんですが。

○ 三木 隆委員長

他の委員の方はどうでしょうか、その意見に対して。

よろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

既に上げてもらってあるのか。所管事務調査になっているね。

済みませんでした。ちょっと私の見立てが悪かったですね。ごめんなさい。

それで、含めてなんですけれども、協議会の中、請願の前に6番で入っていて、その後に請願第6号があって、13日の午前中にみえるということで、順番として、市民文化部が先に入っているんですけど、これ商工農水部が先に入るのはやっぱりまずいんですか。

請願の内容を受けずに審査を進めてしまうと、やりにくさがあるのかなというふうにちょっと私は感じたんですけれども、特段問題なくさばいていけるということなのであれば、この進行どおりでいいんですが。

○ 三木 隆委員長

部局の説明を受けたほうがよりわかりやすいかなという部分で、そういう考えです。

○ 樋口龍馬委員

了解しました。

○ 三木 隆委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なければ、それでは、所管事務調査は実施しないことといたします。

本日の審査の進め方についてですが、8月23日に開催されました議案聴取会において、担当部局より各議案についての説明を一通り受けていますので、本日は議案聴取会で請求のあった追加資料についての説明を受けた後、質疑に入りたいと思います。

それでは、市立四日市病院に係る議案の審査に入ります。

まず、院長よりご挨拶をお願いします。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

座って失礼します。

平素は、市立四日市病院の運営に種々ご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。この場をおかりしてお礼申し上げます。

さて、本日は平成30年度、当院の事業決算についてご審査賜ります。

平成30年度の決算は、入院、外来患者数とも減少しましたが、入院収益において、入院診療単価が上昇したことなどにより、4年連続の黒字を確保することができました。

とはいえ、当院の取り巻く環境は、急性期医療、周産期医療、がん治療など、高度医療ニーズへの対応のほか、医師を初めとした医療従事者の確保など、課題も多くございます。今後も厳しい病院運営が想定されます。

当院は、北勢地域の中核病院として、安全・安心で良質な医療を提供し続けるため、地域の医療機関や関係機関と連携し、機能分化を図りながら、より信頼される病院を目指して一層努力してまいります。

これより、事務局から詳細説明をさせていただきますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

議案第21号 平成30年度市立四日市病院事業決算認定について

○ 三木 隆委員長

それでは、議案第21号平成30年度市立四日市病院事業決算認定についてを議題とします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたが、樋口龍馬委員のご請求の院内監視カメラの設置に関する資料については、四日市市情報公開条例に規定する不開示情報が含まれておりますので、会議用システムにアップロードされた資料以外に担当部局が用意しました紙資料を委員のみに配付し、採決終了後に本資料を回収したいと考えておりますので、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

では、そのように扱わせていただきます。

紙資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

市立四日市病院事務局総務課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットでございますが、05、8月定例会議会、06産業生活常任委員会、そして、002市立四日市病院追加資料をお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

## ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

それでは、ページをめくっていただきまして、5ページまでお願いいたします。

まず、公用車の使用状況、樋口龍馬委員のほうから請求いただきましたものでございます。

公用車7台ありますけど、その使用状況ということでございまして、1番から7番まで、車種、取得年月日、主な使用用途、そして、平成30年度の走行距離、運行回数を示させていただきますいております。

この中で、3番目の小型乗用車につきましては、これ、平成30年度末に廃車済みというようなところでございます。

内容についてはごらんいただきたいと思います。

続きまして、6ページをお願いいたします。

中川委員のほうから請求いただきました、院内託児所の決算でございます。

上の段、収入、下の段、支出でございます。

院内託児所につきましては、保育料として親御さん——基本は看護師でございましてけれども——から保育料をいただく、そして、受託料として、こちら運営協議会の決算でございますので、病院からの支出を受ける、あと、雑入、退職給与金、補助金等々が収入でございまして。

下の支出につきましては、常勤職員12名、保育士11名、栄養士1名の常勤職員と、保育士2名、看護師2名の臨時職員、それぞれの報酬と賃金でございます。

そして、平成30年度につきましては、退職者の方が4人おみえになりましたので、退職金を支払い、その後、社会保険料、法定福利費を支払いました。

あとは、経費についての内訳詳細は、そちらのほうに報償費とか旅費交通費、被服費等々、掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、7ページをお願いしたいと思います。

損益と繰入金に係る近隣の同規模市立病院との比較を示させていただきます。

早川委員のほうから請求いただきました。

近隣同規模市立病院、米印に示させていただきます。下の丸四角の中に掲載させていただきます。

近隣同規模病院としまして、東海3県の500床以上の市立病院、具体的には小牧市民病

院、豊橋市民病院、岡崎市民病院、春日井市民病院、一宮市立市民病院、豊川市民病院、岐阜市民病院、大垣市民病院を記載させていただいておりますけど、下の表につきましては、それぞれの病院名はA、B、Cで記載させていただいております。

この病院につきまして、総務省が毎年調査しておりますけれども、地方公営企業決算状況調査表の数値で比較をさせていただいたものでございます。

真ん中の表でございますけれども、上のほうから、医業収益、医業外収益、特別利益、総収益、その下が費用、医業費用、医業外費用、特別損失、総費用、その下が医業損益、経常損益で載せさせていただいておりますが、下から三つ目にあります繰入金、この繰入金、一般会計からの繰入金の少ない順に左のほうからA病院、市立四日市病院、B病院、C病院、D病院と並べさせていただいております。

ということになりますので、当院につきまして、近隣病院の中では2番目に一般会計からの繰り入れが少ないというような状況でございます。

そして、表の下のほうに2段の網かけがございますが、一般会計からの繰入金を除いた場合はどうなるかというようなことで示させていただいております。

この結果、一番下は当年度純損益で繰入金を除く計算をさせていただいております、一番左のA病院は繰入金を除きましても黒字ということでございますが、それ以外の8病院については赤字というようなことになっております。

ちなみに、当院につきましては、一番下の当年度純損益、繰入金を除く表の中では1番目がA病院、E病院が2番目で、当院は3番目の数値になっているところでございます。

そして、一番下につきましては、同じく棒グラフのほうで繰入金の少ない順に左のほうから、上の表と対応するような形で棒グラフを示させていただいております。

続きまして、8ページをごらんください。

こちら、参考資料としまして、繰入金と現預金残高の推移を5年間で示させていただいております。

繰入金につきましては、収益的収入、資本的収入、それぞれに繰入金が入っております、それにつきましては、表の下に米印1、2で示させていただいておりますが、収益的収入といいますのは当該年度の企業の経営活動に伴い発生する収入で、入院収益や外来収益などが、これに当たるものでございます。

該当するものとしましては、いわゆる不採算部門と言われるところの救急医療の確保に関する経費、小児医療、周産期医療に要する経費などがこれに当たるというところでございます。

そして、米印2の資本的収入といいますのは将来の企業の経営活動に備えて行う設備投資などの建設改良に要する収入で、企業債収入はこれに当たります。

該当の繰入金としましては、その下にあります実際に病院を建てたり、大きな機器設備を導入するなどの場合はこちらの資本的収入に繰り入れをするというところでございます。金額については上の表でございます。

また、そのグラフが下でございます。また折れ線グラフで現預金の残高の推移を示させていただきますでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

加入している保険の内容でございます。

中川委員のほうから請求いただきました。

(1) としまして、保険の種別と保険料ということで、①病院賠償責任保険、左のほうに平成26年度からの保険料の推移、そして、中には概要として、どういうものかというのを示させていただいて、保険金額、この金額までというような、いわゆる上限金額を示させていただいているところでございます。

①、②、③につきましては、保険料というのは単価と、あと病床数に単価を掛けるというような形で保険料が決まっているところでございます。②、③につきましては、勤務医、あと看護職が、個人が訴えられた場合につきましてはの賠償を保障するという保険でございます。

④の医療機関受託者賠償責任保険につきましては、医療機関が患者さんから預かったものを壊してしまったというような場合の保険でございます。

⑤につきましては、医療機関が出した廃棄物、これが不法投棄されたりして賠償しなければならなくなった場合に、それを補償する保険でございます。

⑥につきましては、個人情報漏えいがあった場合の、その損害に対する保険、⑦につきましては、建物の火災であるとか爆発であるとか倒壊であるとか、そういった事故によって損害を与えた場合の補償する保険、⑧は自動車に関するもので、自動車の事故で相手に補償するとか、損害を与えた場合の保険、⑨は自賠責保険でございます。

10ページに移ります。



⑩につきましては、駐車場に不備があったことにより、賠償をする場合の補償する保険でございます。

⑪は、ボイラーがでございますので、ボイラーの事故等での賠償保険でございます。

その次の（２）につきましては、産科医療補償制度というのがございまして、中のほうに説明がございしますが、分娩の際に、何らかの理由で重度の脳性麻痺を負ってしまったお子さん、またその家族の経済的な負担を速やかに補償にする公的な制度でございます。制度への加入と掛け金の支払いにつきましては病院が行いますけれども、掛け金相当額は分娩費用の一部として入っております、もし何かありましたら、最終的には個人さんのほうにその補償のものが支払われるというところでございます。

掛け金につきましては、１分娩当たり１万6000円ということになっております。

次の四角につきましては、保険料の全部を合算した金額を示させていただいております。

（３）につきましては、では、それに対して保険金の支払いはどうだったのかというのを平成26年度から平成30年度まで示させていただいております、①は病院賠償責任保険、②は自動車の損害保険でございます。金額を示させていただいて、その中の括弧については何件あったかを示させていただいているところでございます。

次のページにつきましては、施設課長のほうからご説明させていただきます。

## ○ 今村施設課長

施設課長の今村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

11ページをごらんください。

樋口委員より、院内安全対策について、これまでの取り組みと防犯カメラの配置図について資料請求をいただきました。

まず、これまでの取り組みについて、昭和53年度の病院移転時から、警備員を24時間体制で配置し、現在、夜間については2名体制で対応しております。

平成20年度からは、安全担当を、院内における来院者とのトラブル対応として警察OBを新たに配置しております。

平成24年度には、新病棟建設及び大規模改修事業にあわせて、エレベーターホール、各建物の出入り口を中心に、防犯カメラを設置し、新生児室、産婦人科、手術室、ICU等の出入り口にテンキーによる電子錠を設置し、セキュリティ強化を図りました。

昨年度は、2月の委員会で院内の安全対策について、より不審者の侵入を未然に防げる

ような仕組みを検討するようご意見をいただきましたので、4月に近隣の他病院へ調査、聞き取りを行い、まず、セキュリティー強化対策として、6月から時間外における来院者と職員の出入り口を分離し、時間外来院者の管理を徹底しました。あわせて、入退院玄関及び職員出入り口付近に各1台の防犯カメラの増設を行いました。

また、院内において、病棟スタッフによる声かけ徹底を図り、不審者を見た場合には、1人で対応することなく、警察OBの安全担当へ連絡し対応するようにしました。

本年度は、職員の防犯意識向上のため、初めて8月28日に四日市南警察署の協力のもと、不審者対応の防犯訓練を実施し、とても好評でございました。

9月1日から、夜間の時間外につきましては、入館許可がされた者かどうかかわかるように、名札着用を義務化しました。

このような形で、名札を着用していただくような形にしました。

また、院内防犯カメラ32台を増設予定でございます。

次のページをごらんください。

防犯カメラ設置及び計画でございます。

別紙、防犯カメラの配置図が1階から4階の各平面図と5階から8階までは同じですの  
で、5階の平面図、計5枚がついておりますので、あわせてごらんください。

①は、現状の防犯カメラ設置場所と台数でございます。配置図の赤いカメラで表示して  
おります。病棟、エレベーターホール、各建物の出入り口を中心に設置しております。

②は、本年度増設予定場所と台数でございます。配置図の青いカメラで表示して  
おります。これまで、外来及び病棟スタッフステーション前へのカメラ設置は、来院者のプ  
ライバシーの点と医療スタッフからの監視されるようで嫌という声がありましたので見送ら  
れてきましたが、近年の防犯対策の必要性から、防犯カメラを、設置費用約1700万円  
で32台の増設を計画しており、現在、設計中でございます。

なお、防犯カメラのモニター監視は1階防犯センター内にて行っております。

最後に、病院は患者や面会者、納品業者など、多くの人が入り出す建物であります。  
当院においては、昭和53年移転時に出入りしやすい病院、いわゆる開かれた病院として  
建設されているため、外部からのアクセスが容易になっており、また、増築、改修など  
を繰り返したため職員と外部との人の動線が重なってしまっており、セキュリティー  
の確保がより一層難しくなっております。

このような状況では、施設面からの対策では限界があり、運営面での対策が重要となっ

てきております。

今後も、施設面、運営面からセキュリティー対策の強化を検討し実施してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

#### ○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がありましたらご発言願います。

#### ○ 樋口龍馬委員

よろしくお願いいたします。

また、途中でもし関連される方みえましたらとめてください。

続けて、私の資料請求したものについて一気にいきたいと思います。

まず、追加資料ありがとうございました。

5 ページ、公用車の使用状況についてを拝見すると、使用頻度は、6 番、救急車については消防本部から無償譲渡を受けているんですが、2 回ということで、管理する手間と保持し続けることのメリットとのバランスはとれておるんですかね。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

以前につきましては、実際、患者さんを他病院に搬送するために使用していた部分もございますが、近年は介護タクシーと、民間事業者もおみえになるというようなことで、この2 回という運行回数につきましても、実は、DMAT という災害派遣医療チームがございまして、1 年に数回訓練があります。その訓練のときに救急車があれば、救急車でやってくださいというようなことで運行したというようなことですので、実際の搬送には使用していないというような状況もございます。

それで、院内で議論しました結果、これにつきましては、使用もしていない中で持っていて、車検費用というのにもかかってくることもありますので、近々に廃車の方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

有効な利用があれば所持してもいいと思うんですけども、駐車場も少ない状況の中で保持し続けるのはどうなのかなというふうに思ったところがありましたので、資料請求させていただきました。

今後は廃止の方向ということですので、患者さんに不便がないように続けていただきたいと思います。

また、小型のバンもほかのものに比べると頻度は低いんですけども、週に1回程度は動いているということを考えると、これは必要ですかね。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

実際、3の小型乗用車を廃車にした関係で、今年度については、そういう意味では使っておりまして、本日もこれに乗ってやってきたところもございますので、この使用頻度は今後上がるというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

では、続けて違う部分を確認させていただいていいですか。

院内の安全対策及び防犯カメラの設置計画について、資料出していただきましてありがとうございました。

ちょっと確認させてください。

西側のピロティの西、ここにある階段というのは非常階段になるんですかね。ちょっと記憶が僕も曖昧で。

○ 西村施設課課付主幹

ご質問ありがとうございます。

この西側ピロティの横ですね。これは非常階段になります。ふだんは施錠されておりまして、いざとなれば鍵を割って出ていくという格好になっております。

その鍵を割った場合においても防犯センターのほうにアラームが鳴るという格好になっておりますので、出入りのほうはチェックされているという格好になっております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

もうあと2点確認させていただきたいんですが、C棟のエレベーターのところのホールには、既設でカメラがある状況になっているんですが、このエレベーターホール上の既設カメラは、西側にすぐ備えてある階段から昇降した人間というのにも映るような角度になっているんですかね。エレベーターホールの正面にある階段。

○ 西村施設課課付主幹

こちらのカメラ、かなり広角で撮れておりますので、階段、エレベーター全部映るようになっております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

最後、医局のところだけ、見方によっては引っかからずに入れるのかなというふうにも思ったんですが、2階の医局、図書室の前、これも、そのエレベーターホールのカメラで、医局のほうに入っていく人間は広角で撮れていて、映っているという理解でよろしいですか。

○ 西村施設課課付主幹

基本的に、エレベーターホールのカメラはかなり広角ですので、A、B病棟、C病棟、両方と、階段、エレベーター4台、それぞれ全部出入りが撮れるようになっております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

済みません、ホールのほうから上がって行って、講堂の前を通過して、エレベーターホールの横を抜けて医局のほうに入っていく人が映るかどうか。

○ 西村施設課課付主幹

背後にはなるかと思うんですが、映るようにはなっております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

最後に、1700万円で今、32台の増設計画を組んでいただいてあって、単純計算で割り込むと1台頭53万円程度になるんですけども、多分、配線の引き回しだとか主な部分の工事費用が乗っかっていると思うんですね。

今、指摘をというか質問させていただく中で、もし、不足があったと感じていただいたら、ふやしていただいてもいいのかなと、多分1台や2台の話になってくると思うもので、そういうことも検討していただいたらどうかなということ添えさせていただいて終わります。

○ 三木 隆委員長

それは要望で。

○ 樋口龍馬委員

要望というか意見です。

○ 三木 隆委員長

答弁、要りますか。

○ 樋口龍馬委員

じゃ、もらっておきます。

○ 今村施設課長

現在、その辺のところを計画しておりますので、どの辺のところに盲点があるかということもあわせて検討させていただいておりますので、一応、約32台という形のほうで考えております。

それと、費用のほうについては、一応、おっしゃっていただいたような形で、工事費と、

それから配線関係、それからモニター関係とか、それから録画機能とか、そういうことを全部含めて1700万円でございます。

#### ○ 中川雅晶委員

ちょっと最初のところの部分の関連なんですけど、公用車の使用状況で、救急車2回しか、しかも患者搬送されていないので、廃止の方向ですということで、なるほどなと思ったんですが、例えばいろんな経費として、どれだけ年間要しているんですかね。これ、置いておくだけで、例えば。

#### ○ 安井市立四日市病院総務課総務係長

維持費用につきましては、基本的には2年に1回の車検に係る費用と、あと、毎年、車両保険に入っておりますが、その費用が具体的に幾らかというのはちょっと今すぐわからない、その程度ということになっております。

#### ○ 中川雅晶委員

ということは、経費としては2年に1回の車検代と保険料が経費としてかかりますよ。通常は、平成30年度としてはそんなに出勤、有益な活動というのはないので、無駄と言えば無駄という考え方もありますし、でも、いろんな、例えば大規模災害等の不測の事態であったりとか、今はないですけども、将来的にドクターカー——うちの会派よく言っていますので——を併設する場合の選択肢として、なくしたほうがいいのかと思う反面、いや、これをなくすとどうなんだろうなということで、少し私の中でも結論が出ていないんですが、病院としてはもう廃止ということで決定されたということで間違いはないんですかね。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

私どももやはり災害時のときのためにという考えもありまして今まで設置していた部分がございます。

ただ、現状は、大規模災害ですと消防本部とかが参集しますし、そういう意味ではもう救急車も集まってきてということ、また、どうしても患者さんを搬送しなければいけない場合は救急車でなければいけないということもありませんもので、そういうことを総合的

に考えて、廃車の方向を考えております。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員

なるほど。そういうのもありかなと思いつつも、でも、そんなに経費がかかっているわけではないのであれば、持っておいてもいいのではないかなという考えも私としてはあるのかなと思いますし、確かに消防本部が持っている救急車が、大規模災害のときもフル稼働するでしょうけれども、ただ、病院も持つことによって不利益になるということじゃないので、プラスアルファになるという可能性もあると、もうちょっと、最終的な判断というのも少し慎重に判断していただいてもいいのではないかなというふうに意見を述べさせていただきます、とりあえず終わっておきます。

#### ○ 早川新平委員

記憶違いやったら、また言ってくればいいけど、これ搬入したときに、たしかこれドクターカーとか救急車にドクターを一緒に乗っけてというところの説明が、以前に僕が産業生活常任委員会に所属しておったときにあったと思うんですけど、そういう意味ではないの。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

その際に、私は在籍しておりませんが、ドクターカーのお話につきまして、当院の範囲である四日市のエリアというのは、それほど広くないエリアと考えております。

そういった中で、ドクターが乗って行って、しかも、そのドクターカーに乗っていくドクターは、ある程度オールマイティーなドクターがやっぱり乗っていく必要があると、そういうドクターが病院を離れて現地に行くというよりは、設備、医療機器が整った院内にいて、今はもう救急車の配置も多くなりましたので、早く運んでいただいて、設備が整った医療施設でドクターが対応するほうが有用と考えておりますので、その当時、ドクターカーに活用するという説明をしていたのかどうかは申しわけないですけど、私はわかりませんが、現状としてはドクターカーで活用するという方向ではなく、今のところは、早く病院に来ていただいて設備が整った院内で治療を早くすると、そういう方向で考えているところでございます。



以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

僕の考えとしては、今の中川委員と似たところがあって、経費もそんなにかかっていないし、あって邪魔ならそれはそれで対応してもらえればええけれども、命はやっぱりかえられない重みがあると私は思っているのですね。

だから、いろんなところから突かれるからとか、そんな危惧はしてもらわんでもいいと思うし、だから、これ、消防本部から無償譲渡してもらったときも、必要があったから、利活用するという予定があったから譲渡してもらったと思っているんやわな。

あれでたしか消防本部って11台になったのかな、これ入れて、救急車はな。だから、そういうことから考えると、これは意見なんだけれども、結論はそっちで出すべきやろうけれども、動かないとか、それから、機能がもうないとか、最新の医療にはそぐわないとかということがない限りは、別に僕はあってもいいんじゃないかなという、これは意見です。

以上。

○ 三木 隆委員長

意見で。

○ 樋口龍馬委員

確認させてもらっていいですか。

私も別に、先ほど最後にコメントを申し上げましたが、絶対なくせという話ではなくて、有効活用できるのであれば持っていてもいいとは思いますが、ちなみにこれは普通免許で運転できるんですか。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

普通免許で運転できますので、私どもも運転はできます。

○ 樋口龍馬委員

例えば、ドクターカーやなんていう話になってくるとすると、一般的に考えれば消防救

急隊員と同程度の信頼性の置ける人間を常勤させなきゃいけないことになるのかなと素人考えでちょっと思ったんですけれども、別に、それは手のあいている看護師さんが運転していける世界なのか、運転に精通した専用の人間を育成していくことまで考えなきゃいけないのか、もうそれによって、自動車NOx・PM法のこともあって、救急車もどんどん更新が進んでいくと思うので、場合によっては今持たなくても、今後車両がまたおりにくるとき、これも10年たっておるもので、ストレッチャーとかの内装も違うでしょうし、いろんな部分が10年もあると一昔で変わっていくのかなというのを感じたもので、ただ単に置物にしておくというんだったらいいんですけれども、運用しようと思ったときに、維持管理以外の運用コストというのはどれぐらいかかるものなんですかね。わかる範囲で結構なんです。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

運用コストが幾らというのは、申しわけないですけどわからない部分があるんですが、ただ、今おっしゃいました手のあいた看護師さんが運転するというようなことなんです、なかなかそういう看護師さんがなかなか配置できないというのがございます。

確かに、救急車は私どもでも運転できるんですが、ふだん乗りなれていない方だと、バックミラーではもう全然後ろが見えず、サイドミラーでしか後ろは見えないということで、免許を持っているから誰でも、はい乗っていきます、というのでは、なかなか安全面でも難しいところはあると思いますけれども、ただ、災害など何かのときに活用しようという形で残していた部分もあります。

今、いろんなご意見、このぐらいの経費で済むなら、何らかのときの対応のために考えていったほうがいいんじゃないかというご意見もいただきましたので、現在はまだ廃車しているわけではございませんので、もう少し大所高所で検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

#### ○ 樋口龍馬委員

分科会長と分科会の皆さんにお願いというか提案なんですけれども、可能であればこれ論点整理シートを使っていただいて、例えば、廃止するにしても、病院が不要であるという理由だけで廃止すると、次の動産の移動のときに、要らんとって廃止したやないかと

いう話になって、次の動産取得が難しくなるというようなことがないように、議論の末に、廃止するにしても、現状では運用できないということで廃止になったみたいなまとめ方になっていたりだとか、残すのであればやっぱり残すなりの理由を、市立四日市病院として廃車の方向で検討していたところの考え方を変更するにしても、この議論だけで変更しましたという、なかなか足跡も残らないので、一度論点整理シートに上げていただくことを提案したいと思いますので、分科会長のほうでお諮りいただければと思います。

○ 三木 隆委員長

廃止、継続という部分ですね。

他の委員の方はどのように考えられますか。

○ 中川雅晶委員

私もぜひそういう形で整理いただければなというふうに思いますし、再度確認なんですけど、もうドクターカーは全く計画も考えもないみたいな、身もふたもないような答弁はちょっと看過できないので、今の現状ではなかなかそういう体制でないということはある程度理解するんですけど、将来にわたっては、可能性としてはないわけではないですし、いち早くドクターがドクターカーで行くということは、非常に実績を上げている部分もありますし、本県ではドクターヘリがかなり出動していて、かなり救命に寄与しているということであれば、ただ、本市の地理的な要件を見ると、ドクターヘリというよりもやっぱりドクターカーの有効活用がより命を守る可能性は高いのかなと思うので、余り身もふたもないような部分についてだけ、ちょっと確認しておきます。あと、提案については、今、樋口委員が言われたのに賛成します。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

事務長、加藤でございます。

使用実績につきましては、手元の資料ですと、一番多いとき、直近ですと平成23年に41回ということもございましたが、その後、平成24年度は27回なんですけど、平成25年度には3回というような形で、もうどんどん減ってきておまして、その理由としましては、先ほど総務課長が説明させていただいた要因によるものが大きいというふうに思っております。

一方、所有することによって発生する費用、車検は2年に1回ですけれども、保険料を入れても10万円台というコストを使用頻度と絡めてどう見るかというところになろうかと思えます。

一方、この救急車は消防本部から無償譲渡されておりますけれども、取得は平成22年ということでございますが、初年度登録が平成16年、もう15年もたっておるということで、消防本部の救急車としては耐用年数は過ぎているかなというところがございます。

そうした中で、ドクターカーの業務——これはまた別途の話になろうかと思えますけれども、仮にという失礼ですけれども——が時代の要請になったときは、改めてこの平成16年登録の救急車を使うのかという議論もあろうかと思えます。

それで、現時点では、先ほど総務課長が説明させていただきましたように、廃車の方向でというふうに考えておるところでございます。

車検が年明け1月ということでございますけれども、1月まで待たずに廃車の方向できょうまでおったわけですけれども、きょうもご意見もいただく中で、車検が1月というところも見据えながら、再度院内で議論もさせていただいた上で、また委員の皆様のご意見も踏まえながら、決定をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

## ○ 早川新平委員

今、事務長からご意見いただいたけど、必要なものやったら1000万円しようが、2000万円しようが、皆オーケーなのさ。だから、そこを勘違いしてもらおうとあかんで、我々も市民として、これは必要経費なんだという観点は持っていると思うんですよ。

だから、車検費用などコストが10万円やと高いのか、1万円やと安いのかとか、そういう論点では、僕は考えてもらう必要はないと思っています。

というのは、31万人の市民の命を預かっている最終のとりでが市立四日市病院やと私は思っています。

だから、その重みというのを、必要なときはどんどん言ってもらえばええし、ただ、だからといって無駄遣いしろということではないということだけ、こちらから一応言っておかないと、そちらはそちらで、例えば3億円するMRIは高いからやめておこうとか、そういうものではないやんと。必要であれば10億円かかろうが、PET置けと僕はいつも言っておるんやけど、そういったところ、遠慮せんと言ってください。

意見です。

○ 三木 隆委員長

この議論を聞いていますと、病院側もドクターカーとしての役割というのは今考えていないというふうなので、委員側がおっしゃったように、今、議論になっているのは、この救急車に係る費用と使い勝手の話であって、病院の所管事務調査はまだ2年間続きますので、その中でドクターカーの考え方まで発展するような議論にしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

論点整理シートというところで一度担保していただいて、必要に応じて所管事務調査を、我々のほうからも提案しながら求めていくという形でどうでしょうか。全体会の流れでどうなるかという部分もありますので、そんなふうな計らいをしていただけると、私としてはありがたいです。

○ 三木 隆委員長

わかりました。

他に質問は。

○ 小川政人委員

ようわからんのやけど、7台自動車があって、自動車損害共済保険料が11万6000円、それから、自動車損害賠償責任保険料が4万3000円、異様に安いみたいな気がするんやけれども、自動車損害共済保険料はこんなものなのかなという思いはあるんやけど、また明細か何かあったらくれるかな。

○ 三木 隆委員長

返事できますか。

後日、資料で。

○ 小川政人委員

後日でええ。

○ 三木 隆委員長

後日をお願いします。

○ 小川政人委員

出せるんか。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

後日、提出させていただきます。

○ 小川政人委員

もう一つは、防犯カメラありましたやんか。防犯カメラの映像は何日間残しておくのか、残っておるものなのか。

○ 今村施設課長

施設課長の今村でございます。

今のところ、おおむね10日間ぐらいという形のほうになっております。

それは容量の関係でという形で、一応、基準の中では30日以内という保存期限で切られておって、病院のほうはおおむね10日間ぐらいという形で考えております。

○ 小川政人委員

基準が30日以内で、なぜ10日間なのか。容量がないのか。意味がわからんのやけど。

○ 今村施設課長

市立四日市病院に設置する防犯カメラの管理運用基準がありまして、その中に、画像データ等の保存期限については、記録時から30日以内という形になっておりまして、ハードディスク容量の関係で今は10日間となっております。

○ 小川政人委員

だから、基準が30日以内やで10日間でもええといえはそれまでやけれども、もっとハードディスク、今は性能がよくなってきておると思うんやけど、もっと保存期限を延ばす、基準いっぱいぐらいまで延ばすことはできやんのやろうか。

#### ○ 西村施設課課付主幹

ご質問ありがとうございます。

ハードディスク追加は十分可能でございます。

あと、それと、ご自宅のハードディスクレコーダーと一緒に、画質などによっても録画期間は変わってきますので、その辺も含めまして、録画期間を延ばすことも検討させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

#### ○ 小川政人委員

それ、検討しますとここで言って、結果を教えてもらわんと困るで、検討結果をきちっと報告してください。

#### ○ 今村施設課長

今村でございます。

検討した結果については、ご説明させていただきたいと考えております。

#### ○ 三木 隆委員長

他に。

#### ○ 早川新平委員

7ページの損益と繰入金に係る近隣同規模市立病院との比較で、9病院中8病院が赤字となりましたという報告があるんやけど、日本の公立病院は、繰入金がなければ、ほとんど赤字やんな。繰金を行わなければならないというのは法律やったかな。例えば、A病院やったら黒字なんだけれども、繰入金は1億8200万円、市立四日市病院の場合は7億2000万円余で、繰入金なかったらほとんどの病院って赤字やんな。そこだけちょっと説明お願いします。

## ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

おっしゃるとおりでございまして、赤字をどう考えるかというのもあるんですけども、新聞でも公立病院の6割が赤字だというような新聞報道もございました。

この中では、繰入金があれば赤字だというのは、ちょっとこちら資料を私、示してはいないんですけども、病院情報局——いわゆる病院経営に関するミシュランというようなことを聞いたんですけども——が調査した七百幾つの公立病院の結果で、そこは独自に繰入金を差し引いて赤字か黒字かを検討していて、毎年ネットでも出ているんですけども、その中の計算では、約20か30の病院でしか黒字はなかったというところがございます。

ちなみに、こちらのA病院というのは、その調査でも断トツのトップを示した病院でありまして、当院については先ほど申しました調査では9番目というような数値をいただいたというところ、ちょっとご紹介にかえさせていただきました。

## ○ 早川新平委員

最後にしますけど、私は赤字やからあかんとは思っていないんです。総合病院とか急性期病院の性質上、例えばこの診療科は赤字だから、外来少ないし、じゃあやめようかというのは、私は反対なんです。赤字であろうが、存在させなければいかんという主義のところ。

ただ、今、太田課長おっしゃったように、先日も新聞等で市立四日市病院はこれだけの利益が出ておるとかいうのは、現状としてはこの繰入金があるからという認識を、私はやっぱり市民にも、そういうところを広報して、これは当然のことで存続させないと。利益を優先させる病院ではないと思っているので、当然、大事なんだけども、こういう言い方をすると、じゃあどうでもええのかという極端な方もみえるんやろうけれども、特に総合病院の性格というのは、そういうところが多々あると思うんですよね。

だから、そういった意味で、先ほどちょっとお話も出させてもらったけど、PETは高額過ぎるし利用者も少ないからということも前にあったし、MRIは非常に稼働率高くて足らんぐらいだけれども、じゃあドクターの立場から、例えば院長や現場の人たちから見たら、PETというのは高額だけれども、費用対効果は大変難しいけれども、先進医療の北勢地域のトップのところという観点に立てば、私らはドクターではないので、その必要



性は全くわからない、数字からしかわからないけれども、病院の主役はドクターやとやっぱり思っておるんですわ。でなければあかんしね。だから、そういった観点で必要な分は導入も含めてやってほしいなというのが、私の希望です。

意見。

#### ○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

先ほどのご意見で、PETに関して、確かにPETはがんの診断に有用であるということで、ほかにもいろいろ当院で設置したい機器はあって、PETは試算したことがあるんですけども、院内のがんの診断に際して他院に依頼しておるのは1日当たり2件から3件しかないんです。

他病院の導入病院のほとんどが、検診部門を併用しておることが、当院は検診部門がないから——お金の話は非採算でもいいんですけども——必要性、それで、PETはがんの診断に有用なんですけれども、急を要するかというと、急も要しないし、近隣の病院で新しいPETを設置している医療機関がありますから、そのところをお願いしておると、そういうところは検診部門も併用して、効率的に運用しておると思います。

以上です。

#### ○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

私のほうから、先ほど早川委員からご質問ございました繰り出しの根拠が法律であるかというようなご質問がございましたので、ちょっと補足だけさせていただきます。

一般会計が負担しますこの病院事業会計の繰り出しに関しましては、毎年度、総務副大臣のほうから一般会計が負担すべきものとして通知されておりました、この地方公営企業繰出金、いわゆる繰り出し基準というものを基本としているということでございます。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員

もうちょっと、繰り出しの話が出たので、関連をさせていただきますけど、先ほどおっしゃったように総務省から繰り出し基準というのは出されて、その経営でなかなか賄えないものについては、例えば病院事業であればへき地医療とか、不採算部門であったりとか、精神医療に関するところとか、高度医療に関するところや院内保育所に関するところ、いろ

いろ決められた中で、本市では企業債の利息と小児医療の経費と救急医療経費と、それから、共済追加費用と院内保育所と医師の研修費と周産期医療と、それから、これは年金の拠出に係る公的な負担の部分というところを選択して7億2600万円ぐらいで、直近で見ると、昨年度が11億5100万円、その前が11億2700万円、それから、その前が9億8800万円余の繰り出しなので、本年は近年の四日市市の一般会計からの繰り出しの金額としては、そう多くないというのは見てとれるのかなとは思いますが、ただ、これ前回のときのヒアリングのときも申し上げたとおり、本来、企業債利息は、繰り出し基準であれば、償還金の3分の2とか2分の1とか上限以内であれば繰り出してもオーケーですよという中で、さらに本市としては利息の分を一般会計で負担してくださいねということで、市の側と合意されて繰り出しをされているということで理解すればいいですか、まず。

#### ○ 加藤市立四日市病院総務課経営係長

総務課経営係長の加藤です。

繰り出し基準につきましては、企業債の借入れの元金の2分の1と利息の2分の1、元利償還金の2分の1ということで定められておりますので、ただ、入ってくる財布が資本的収入になるのか、収益的収入になるのかということで、分けているということになります。

#### ○ 中川雅晶委員

ここでは企業債の利息の部分を6400万円余りを繰り出しでしているということで、定期預金を含めた現金が結構ある中で、これだけ例えば企業債利息を繰り出しでするところに、一般会計から繰り出すことに対しては、どうなのかなというところは非常に疑問なんですけど、ただ、繰り出し金額自体もそんなに過多ではないですし、また、この分、繰り出し基準で償還された分というのは交付金の中で少し国のほうから面倒見ていただけという、実際のメリットも考えると、これがすぐだめだというわけではないとは思いますが、十分この辺の、一般会計からの繰り出しの部分は、四日市市が病院に対して非常にかかりを持つ部分なので、民間病院と違ってやっぱり、いろんな不採算部分であったり命を守るいろんな部分で、この北勢医療圏の中で責任があるので、当然、こういったことで成り立っているという部分も、またこういうことで市民の命も成り立っているという部分は十分理解はしているんですけども、これは病院だけではなくて、市と病院の中で十分

協議いただきたいなという部分で、今回としてはあれなんですけど、ただ、ちょっと気になったのは、この7億2600万円の一般会計の繰り出しの中に、医師等の研修経費も計上されていますし、この決算説明資料の中に、そのほかに、国等から交付された補助金として医師研修費等の補助金というのも1993万1000円あるんですよね。

この重複とかというのはどういうふうに理解すればいいんですかね。

○ 加藤市立四日市病院総務課経営係長

経営係長の加藤です。

ご心配いただいておりますのは、重複して収入していないかということだと思いますが、算定において重複はしてございません。

○ 中川雅晶委員

これはもう別々の研修として明確に使い分けているということで理解していいんですか。

○ 加藤市立四日市病院総務課経営係長

算定資料において、この分は補助金である、この分は繰入金であるということで、資料を作成しておりますので、重複はございません。

○ 中川雅晶委員

研修の内容と研修の詳細においてもきっちりと分けて、どんぶり勘定じゃなくて、明確に支出をされているというふうに理解していいんですか。

○ 加藤市立四日市病院総務課経営係長

細かく定められておまして、分けられるところは分けますし、もうどうしても分けにくい部分につきましては案分をしたりしておりますが、重複ということはないように計算しております。

○ 中川雅晶委員

ちょっとなかなか理解できないところもあるので、ずっとあとで結構ですので、この辺の明細の資料提供だけしていただければ結構ですので、またよろしく願いいたします。

○ 三木 隆委員長

資料はできますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

決算審議の期間中でなくても結構です。

○ 三木 隆委員長

決算審議には影響しないということですね。

ちょっと、1時間が経過しましたので、ここで10分程度休憩を挟みたいと思います。

再開は午前11時15分、この時計で。暫時休憩します。

11:03 休憩

---

11:14 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、時間となりましたので、再開いたします。

ご質疑ある方は発言を願います。

○ 早川新平委員

入院患者数が減ったということはそれだけ健康な人がふえたで、喜ばしいことなんやろうけど、対前年度で約2000人減っていますよね。

それから、入院収益でいくと、127億円と126億円やで、対前年度で1億円ぐらいの減収という形になるんやけど、事務局のほうではこれをどういうふうに推測されていますか。

○ 西山医事課長

医事課長の西山でございます。

入院患者数の対前年度比較については、入院患者数は、いわゆる延べ入院患者数ですもので、1人の人が1カ月入院しておったら30人ということになるんですが、技術の進歩等

により入院期間の短縮あるいは体の負担の少ない手術の選択というふうなことで、医療としては高度化することにより、1患者さんの平均在院日数が短くなることから入院患者数が減少するというふうに認識しております。

そのため、いわゆる1年間に新しく入院してくる人については平均在院日数が短くなることによって、ベッドの回転率がよくなって、新規の入院患者数については横ばい、あるいは向上している月がございます。

高度医療化、あるいは平均在院日数の短縮により、入院患者数が減っている部分はあるんですが、やはり当院の高度医療を維持していくという考え方の中で申し上げますと、やはり平均在院日数の短縮化により入院患者数が減少することは一定ある、相反するものであるかなど。

ただ、今後の新しい技術の導入等により、新しい医療技術の中で、新たな患者さんの増員を求めて、患者数の増を求めていくものが当院の使命だというふうに考えております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

あんまり入院患者数は求めないほうがええ、健康な人が多いのでええやろうけど、病床利用率も同じような形の計算式でええわけですか。

○ 西山医事課長

そうでございます。

○ 早川新平委員

わかりました。ありがとうございます。

以上。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

託児所の決算が出ているんやけど、託児所というのは、これは平成30年度の決算なんや

けど、ことしの10月から保育料が無償化になるのは関係あるのかないのか。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

当院の託児所も無認可の保育所になりまして、対象とはなりません。ただ、3歳以上のお子さんが無償化の対象だったと思うんですが、現状は託児所に3歳以上のお子さんは入られておりません。ゼロ歳から2歳までのお子さんについては親御さんの収入に応じて無償化の対象になりますけれども、そこについては、一定収入以下の方は対象になりますという形で、ご通知はさせていただきます。

そういった意味で、保育所として対象にはなるんですが、実際に対象となる方がおみえになるかどうかというのは、また別問題というところがございます。

以上です。

○ 小川政人委員

そうすると、ほとんど影響がないということやな。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

恐らくそうだというように考えております。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

先ほどの小川委員の質問に関連してですけれども、防犯カメラのことなんですけれども、30日までは保存ができるというふうに聞いたんですけれども、30日を過ぎてしまったものに関しては、もうどこも残っていないということでしょうか。

○ 西村施設課課付主幹

ハードディスクに上書きされていきますので、個別にデータを取り出さない限りは、消えていくことになります。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

他に。

○ 日置記平委員

今の防犯カメラのことで、9月7日の新聞記事、防犯カメラが進む監視社会、特報で、見られましたか。

これが、たまたま新聞記事があったので、国内ですごい数のカメラが設置されていると。それによって、プライバシーという問題がやはり出てきた、特にここにはマンションでね。

自分が住んでおるところで何で自分がカメラに入らなあかんとか、いろいろ出ているようですけど、そういったこともいろいろ考慮しながら、こういう社会情勢にありますので、かといって、犯罪が起きたといったときはあなた方が責任持たなきゃいけないので、大切なことだと思います。

それから、まず、皆さんの思いは同じだと思うんですよ。いろんな質問をあなた方に投げかけていますが、冒頭に説明のあった近隣同規模市立病院には、全国の総合病院でも上位に記録されてくるような病院も入っていますが、そんな中であって、うちの病院が4年間継続して黒字であるということは、これはまず高い評価をしなければいけないというように私は思っていますし、我々のこのメンバーも思っているけど、なかなか言えない部分があるので控え目なところで言わなきゃと思うんですけど、これは物すごく大事なことで、この視点を外したらいけないと思うんです。

これはいろんなことの総合点で、やっぱり院長の方針が職員の皆さん方に上から下までちゃんと通じて、その方針に皆さんが協力しているという結果がここへ出てきているわけですよ。

だから、その中で、PETがどうだとか、いろんな形で出てきてはいますけど、我々は医療の専門でもありませんし、しかし、逆に患者側になるべきときはありますので、院長のこれまでの采配に対してはやっぱり事業管理者、あるいは副管理者と色々な連携をとりながら、皆さんが日々頑張ってもらっているというところがあるので、まずはこれを評価させていただくことが大事だと。

ええことは人に褒められるとやっぱりだんだんよくなっていくので、それをまた市民にも知らせなきゃいけないじゃない、我々の誇りでもありますから。それだけ有効に税が使

われているということのあかしですから、極めて重要なことだと思います。

トラブルはたまにはあることはあるでしょうし、アメリカでも、僕は以前に医療ミスの中で質問したこともありました。

アメリカでは、医療のトラブルと表現するんだそうですけど、トラブルはゼロを目指すということではなくて、あるものだという考え方のもとに対応していくと。そうでないと、少なくなることはない。

ゼロに限りなく近づけるのは、極めて難しいことです。人間がやることですから。これからはロボットの時代になっていきますけど、いろんなことを人間の力とIT、AIの力と、総合力を活かしながらやっていかなければならない病院経営に入っていくと思いますので、これからも頑張ってください。

以上です。

#### ○ 三木 隆委員長

他に。

#### ○ 小川政人委員

今の、医療ミスはあるというのは、僕もそのとおりに思っておる。ただ、あつた後の対応をどうするかというのが一番大事なのかなと思っている。

特に、市立四日市病院のようにチーム医療とかということになってくると、やっぱり人的な配置も大事やし、ずっと僕は医療ミス追及しておる、追及というよりも、その後の体制が全然変わっていないところが僕はおかしいのかなというふうに思っている。

前から言っておるように、昨年9月19日に救急車で運ばれて、救急隊員の報告ではろれつ障害があるという救急隊の活動報告があつて、その上で、ERへ運ばれてCT撮影をしたら、1人の読影医は、新鮮梗塞の可能性もある、それから、小梗塞の可能性もあるが、本スタディだけではようわからん——英語の意味はようわからんのやけど、多分、これだけではわからんということを行っているのかなと思うんやけど——それで、その後、その後の検査は何にもなくて退院させた。

患者側から言わせると、無理やり帰されたというところなんだけど、帰してしまつて、その患者は名古屋の人やつたで、名古屋の自分のかかりつけの病院へ行つて、MRIを撮つたら脳梗塞やつたということがわかつて、いろいろやっているんやけど、脳梗塞はうち



の病院から帰ってから起きた症状やという説明があったわけ。

もう一ついうと、このCTの読影で、19日は土曜日やもんで、21日にももう一人のCTの読影医がこのCT写真を見ているわけやな。そうすると、同じような診断で通ってきておるわけや。2人とも同じ診断であったわけやね。

そうすると、これ、なぜこんな読影が出ておるのに、医師と読影医との話し合いが何にもなかったのかという部分があるのと、それから、このことで患者からいろいろなクレームが来て、私もクレームの場所に立ち会ったけれども、言語障害と書いてあるのは見落としたとか何とか、私の前ではっきり言っているし、それでも、そんなものは大したことないやんと、後からの説明ではそういうふうになっておるんやけれども、医療安全管理委員会、毎月1回やるんやったか、それが、3カ月も4カ月も経ってからこの事案が凶られた。

まず、3人の専門家——専門家医というたらしいのかな——に相談をしている。それで、その3人の専門家医の相談の中に、1人の人は、後で脳梗塞と言われていることを考えて、事後的に見れば、このCTでも脳幹に異常があることはわかるという書き方をしておるんやわな。

そうすると、このCTをよく見れば異常があったことがわかると、うちの2人の読影医は、レントゲン技師は異常があると言っているんやけど、それでもまだその報告書には事後に起こったものやというように書かれておる。あくまで、うちを出てからということになっているんやけど、ここがおかしいのと、もう一つ、透明性が全然ないんやわな。報告書をまとめてくれて、報告書を持って行ってということなんやけれども、3人の専門家に尋ねて、どういう尋ね方をして、3人の専門家の判断がどういうものであったかということがきちっと患者側に示されていない。自分のところだけで処理をされているという、本当に不透明なやり方をしている。

せつかく3人の医者に相談したのなら、きちっとその相談の答えを患者側にきちっと渡して、こういう相談をして、こういう結果でしたよという、この報告書は疑問に思っていて、あかんと思っておるんやけど、そういう透明性の確保というのが病院に一番求められると私は思うんや。

患者はわからんから、患者に対してこういうことをやったんやという透明性をきちっと示すことが一番大事なんかなと。

それと、やっぱりミスは、僕も日置さんもあると思っておるもんで、1人の医者ではミスになるかもわからんけど、病院全体でミスしてもらったら困るわけや。チーム医療とい

う感じだな、何人かの医師の目を通して、その結論が得られるわけで、1人の判断だけで、私はこれ読影医がもう言っておることを、私の目から見たら間違いやで、いいんですわという話で終わってしまって、結果的にはよその病院行ったら脳梗塞やったという話やんな。

そこのERの人的体制もそうやし、忙し過ぎて読影医と診断医の意思の疎通というのもなかったのか、だから、1人がミスしても周りのカバーできちっとミスを最小限にとどめるとか、なくすようにするとかということが一番大事なんやろうと思っておるんやけど、そういうことが行われていない可能性がどうもある。

それから、事後の患者に対する説明責任がきちっと果たされていない、そういうことが非常に残念なわけなんですよ。

それで、別段、診断した医師につらく当たるつもりは毛頭ないんだけど、何回も言うけど、私自身が脳梗塞のCTを撮って間違われておったし、それから、その前は、胸膜炎やったのに胸膜炎でないという、あと3日ぐらいして病院行ったら結局、胸膜炎やったという、同じ写真を見てベテランの先生と夜間におる若い先生とでは、それだけ、同じ人が2回も間違われておるんやで、だから、その安全性をきちっとERの中で担保できやなあかんと思ってるんやけど、まだまだ2人体制で過酷な仕事を、夜勤もしてという、その体制を直せといっても、過去、全然直っておらんし、2人だけにこういうことを押しつけておるのはちょっと異常かなと思うんやけど、すぐ呼べば院内におる先生が来てくれるとかいう話はあるけど、そうもいかんやろうと思っておるもんで、もっとERを充実させることが一番大事やで、まず、説明責任として、きちっとわかりやすく患者側に伝えるべきであって、医療安全管理委員会の議事録を渡して、それから、第三者に求めた判断、資料も全て患者側に提示して、そして、納得してもらおうという作業が欠けておったんや違うか。

院長、どうや。

#### ○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

まず、ERの救急専門医のマンパワーの不足というのは、委員のご指摘のとおりだと思っておりますが、三重県での救急医の確保は本当に難しい、何回も同じこと言っているようですけど、非常に難しく、増員したいんですが、救急医になるという、目指すというドクターが非常に少ないという現状で、救急医専任が2人で、後は各科の内科医、外科系等の当直のドクターがバックアップで助けているという、そういう現状ですから、できるだ

け、仕事の負担を、救急医の負担を少なくしたいとは考えておりますけど、なかなか進んでいないという現状だと思います。

今後も救急医の確保に努力したいと思います。

#### ○ 小川政人委員

急性期の病院で、二次救急とか三次救急とか、そういうランクがあるのかな。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

当院は三次救急で、もちろん二次救急も担っております。

#### ○ 小川政人委員

この患者が行った病院は二次救急なんだけど、そのときに、市立四日市病院は三次救急なのに、こんな扱いですかという話をされたようなんやけど、今、日置委員が院長の手腕をしっかり褒めておるんやで、院長の手腕を持ってすれば、救急医ぐらい採用できると思っておるんやけれども、そこもできていなくて、それから、もし人集めれんやったら給料を上げてやればええやん、そんなえらい仕事をしておる、救急で、一番患者のために仕事してもらわなあかん人たちの給料は特別、一般の人と同じでは来んよ。

そんなもん、最前線で人命を預かっておる人たちを、もっと待遇を上げて、きちっと体制を整えていかんと、E R といって、それから急性期病院とかいう名前だけであって、何の実行力もないということ。

それは、ちょっとまた委員会でも提言できるのかどうか知らんけれども、やっぱり E R の人材を確保するためにはきちっと給料、待遇面を検討して、もっと待遇をよくしてあげてもらいたいのと、それから、チーム医療、こんなうちの 2 人、この報告書では判別しにくいんですわと、初期の新鮮梗塞とかはわかりにくいんですわといいながらも、うちの読影医はちゃんとこの C T で新鮮梗塞の疑いがある、小梗塞の可能性があると書いておるにもかかわらず、いや、わかりにくいだと、そんなものは一般人として、とても説明がわかりにくい。

それから、もう一つは、後のことなんやけど、やっぱり透明性というのは大事やもんで、せっかく第三者に意見を求めて意見が出てきたのに、患者側に何にも渡していないよね。そういう資料、全然渡していない。

私は、病院に患者の息子さんから、小川さんには全部資料を渡してもらって構いませんと言われておったので、そういう資料を情報公開で提示を求めたら、全然、患者の秘密で個人情報に当たりますからと言って、患者がオーケーしておるにもかかわらず、私にも渡さなかったというところの、やっぱり素人は素人なりにきちっと説明をしてやらんと、自分たちで勝手に、そして、その報告書にそごがあり過ぎるもので、ここで報告書の議論はしやへんけど、また、所管事務調査であることがあったらするけれども、その辺のことを直してくれやんと、ERに安心して行けやんし、医療安全管理委員会が何しておるのかもわからんし、そら、とてもやないけど、そんなこと院長なら直せるやろう、すぐに。そういう資料ぐらい、別に患者に渡すんやで、そんなものできるはずや、どうやな。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

いろいろご指摘ありがとうございます。

まず、チーム医療のところでございます。

新鮮梗塞の可能性があると診断医がレポートした——済みません、この患者さんにつきましては、こういう議会の場でもお話をしてもいいというようなご了解を得ておりますので、患者さんの情報についてもこれまでお示しはさせていただいておりますけれども——このときの患者さんの症状につきまして、いわゆる臨床症状、見た目であるとか、症状と画像の診断というのを見比べますと、やっぱり総合的に判断してそのときは梗塞という判断はしていなかったところではございますが、患者さんが帰宅されるときに——この方、当院にこのとき初めておかかりになりましたので、過去の病歴であるとか状況がわからないということもございますので——帰宅される場合であっても、何かあったらすぐかかりつけ医に行ってください。そうでなくても、あすは必ず専門医にかかってくださいというようなお話をさせていただいたところでございます。

ERの体制につきましても、いろいろお話しいただきました。

救急医の確保につきましては、先ほど院長申しましたように、なかなか厳しいところございます。今朝も私、救命救急センター長のほうに、先生のほうからもいろんなところに何とかお話できませんかね、というお話をさせていただきました。努力はしますが、やっぱりなかなか難しいというふうなことは言われていました。

そういう中で、少なくとも医師を補助する看護師についての増員は何とかならないかというのは、看護部のほうにも話をさせていただきたいと思っておりますし、今現在、いわ

ゆるERのスタッフステーションのほうに、受付のいわゆる事務的な職員も配置をするようにいたしました。そして、看護師も、時間帯によってはある意味、増員をさせていただきましたし、ERからかかった患者さんにつきましては、お帰りの際に、やはり、ERで診た後でも容態が急変する場合もやっぱり考えられますので、何かあったらすぐ医療スタッフに連絡してください。病院から帰る途中、また、帰った後であっても容態が急変した場合は迷わず病院のほうにご連絡してくださいというような掲示とかもさせていただいております。

医師の確保は確かに一番大事な部分ではあるんですけども、そうでない部分についても少しでも医師負担を少なくする中で患者さんの状況を把握する、できるような状況の体制をとっているところでございます。

以上です。

#### ○ 小川政人委員

そんなもの全部、議論のすりかえやないか、今あんたがしゃべっていることは。

現実には、市立四日市病院のCT撮影をして、技師は小梗塞の可能性があると、2日後に、多分、もう一つ位が上の技師が見ておるんやわな。それも同じ結果になっているということからいって。担当医が判断をしたら、判断ミスになるわな。

だから、その連携をきちっとしておかんと、忙しいでもうさっさと帰してしまえというような判断をしておったら、一言、読影医にどういうあれだということをきちっと聞いて、このスタディ、これだけではわからんという書き方をしておるんやわな。多分、スタディというのはそういう意味やろう。

だから、このCTだけではわからんということを言っているにもかかわらず、その上の検査をしていないという部分において、俺はおかしいと思っているし、それから、看護師とかそんなものふやしたって何にもならんやん。一番大事な医師をふやしてくれやんと、医師も人間やでな、疲れてくりゃどうしても失敗も起こるし、そういうきちっとした体制をとってないやない。

三次救急とかERとかいいながらも、そういう体制が万全ではないということ、それをきちっと直すことと、それから、説明責任の部分はしゃべらなんだけど、きちっと第三者の専門家から出てきたものがあるんやで、それは患者側に提示して、第三者の意見もこうでしたよということをきちっと見せればいいのに、それも見せていないやろう。

だから、説明責任という部分で全然なっておらんのやわ。

だから、失敗は失敗、説明責任は説明責任、これはきちっとやらんと、ぐちゃぐちゃにしてしまうとちよつとも病院、進歩せんで。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

先ほど委員のご指摘のように、放射線科のレポートのコピーを持っているんですけども、右頭の皮髄境界が不明瞭ですし、新鮮梗塞の可能性あるということで、まず、ご説明しますと、脑梗塞の急性期のCTのサインとしては四つありまして。

○ 小川政人委員

そんな難しいことはええんやわ。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

聞いてください。ちょっと、これだけ。

それで、基本的に言いたいことは、臨床症状を伴って、その時点で臨床症状が脑梗塞の症状を伴った場合には、これは所見としてとりましょうということで、放射線技師さんじゃなくて放射線医は、臨床症状を見なくて、できるだけ広い範囲でのレポートを書く必要があります、可能性として。そういうような記載だと思っています。

それで、このCTを現場で見たのは、脳神経外科の専門医がCTを読んで、オーケーと  
いうか、そう出しているんですから、その人の判断でそうなったんですけど、これだけで、臨床症状が、典型的な臨床症状が伴わなければ脑梗塞という診断は難しい。可能性はもちろ  
ろあるんですけども、難しいというような主旨だと考えています。

○ 小川政人委員

その医師の診断に任せるんやったらそれでいいけど、じゃあミスやないか。その医師が診断で大丈夫やという判断をして、よその病院で見てもらったら脑梗塞があったという部分があるし、それから、第三者の専門医が見て、よく見たら脳幹に異常あると書いてあるんや。そうすると、判断誤りとしか言えやんやないか。それ、どうするんや。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

今言われた後段の部分は、報告書の件を言われていると思います。

報告書は、済みません、これについてもちょっと読ませていただきます。

今言われた、外部の専門家の意見で、CTを後方視的——後からの状態を見た場合という意味ですけれども——ほかの病院で脳梗塞と診断されたことも踏まえて、後からその状況を見ると、中大脳動脈域に初期脳梗塞の変化を見ることはできるが、通常の救急医療の現場では診断することは困難であり、MRIに至ることはないという意見をいただいているというところでございます。

#### ○ 小川政人委員

今読み上げたとおりでいくと、もうこのCT撮ったときには、よく見たらそういう脳梗塞の症状があるということや。それやのに、あんたらのこの報告書で、この報告書の終わりごろに、これは病院を出てから発生したと、それは全然そごが合わない話をするんやわな。

だから、きちっと、俺が言っているのは、その専門医に見せた回答をきちっと患者側に説明責任として見せろということ。それが透明性とかというもの。それを院長に聞いておるのに、院長は何も答えておらへんやないか。

#### ○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

確かに、そのCTを撮影して、臨床的に合うような所見と、臨床症状からして、そのCT所見が脳梗塞の可能性が高いものとは考えられなかったんですけど、CT画面を見せて、ここがあるけど、臨床症状と合わないとか、そこまで説明しておくとお患者さんの納得が得られたとは考えています。

#### ○ 小川政人委員

考えていますと言うんじゃないで、3人の専門家に見せたんや。それで判断を仰いだんやろう。その専門家たちは、どんな判断したか知らんよ。1人の医者は後方視的に、後から脳梗塞やったことを考えたら、このCTでも脳梗塞が見受けられるということ言っているんやから、それは病院を出てから発症した事例と違って、このCTを撮ったときに、その現象は起こっておったということこの専門医は言っているんやけど、だから、そういうのも総合的に3人も専門医に仰いだんだから、透明性でいけば、患者側にきちっと見

せることは、何が不都合なんや。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

患者さんのほうには報告書として、各専門家からの意見、誰々がこうだったというような形ではなくて、外部の専門家の意見ではこういうようなご意見がありましたというようなことでお示しをさせていただいております。

その中で、診術終了後までの間に脳梗塞を疑う臨床所見は見られなかった。CT画像では脳梗塞を診断することは困難であったというようなご意見をいただいております。

ただ、確かに患者さんにはどの専門家の方がこういう意見を言ったというのは個別にはお渡ししませんけれども、総合的にこういう形でご意見いただいたという報告書をお渡ししているというところでございます。

#### ○ 小川政人委員

そんなええ加減なことばかり言っておってもあかんのやわ。勝手におまえたちがまとめて、勝手にこうやったと言われたって、中身見ていない俺らは本当に何が書いてあったかわからへんのよ、患者も何が書いてあったかわからへんで。

何もそんなものやましいことがなかったら、こういう答えが出ていますというのを三つきちっと、これは自分のポケットマネーで頼んだわけじゃないやろう。あくまで病院の費用やんか。税金使ってやっているんや。

それから、市立四日市病院の高度医療のためにいろんな機器を、繰出金も使いながら、CTの撮影装置やMRIの装置を購入してきておるんや。そこで怪しいと言われておるのに、私の所見では間違いがないと行って、結局間違えておったんじゃ話にならんや。

だから、そういう間違いも起こることを踏まえて、あとこれからの医療体制をどうするかということも大事やし、それから、何でそんなかたくなに専門家医の意見書なり何なりを患者側に見せるのをはばかるんや。何もやましいことがなかったらばばからんと、きちっと患者側に提示すればいいやないか。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

個々の専門家のご意見について、誰がどういうご意見を言ったかというのは、それを患者さんにお示しをするということになりますと、誰々がこういうような意見を言ったとい



うことが、公になる可能性もございます。

そういうことでありますと、こういう専門家の方々にこのまま患者さんにお渡しする、また、公にするというような話をした上で依頼しているわけではございませんので、その専門家の方の自由闊達な意見を聴取するというような、この委員会の重要なところが阻害される可能性もあるというようなこともございまして、示してはいないというところでございます。

#### ○ 小川政人委員

そんなもの詭弁やわ。こういう意見書をつくるぐらいの人は、それなりの資格や地位を持ってやっているんやろう。そんなの、外へ名前が出たって何にもそれ、その人の所見ということなんやから、それで構へんやないか。そういう責任感のない人に物事を依頼したんか。そんなええ加減な先生か何や知らんけれども、そんなええ加減な人に依頼したわけではないやろう。

きちっと病院側の疑問に対して、こういうことで答えられるかと尋ねた人が、ちゃんとやりますということやで、名前が出たらどうのこうのとか、あんたら変わっておるんやわ。診断書に診察医の名前が出たら困るとか、わけわからん。これは病院の医師としての資格を持って診断しているんやから、それはきちっと名前が出て構へんし、まかり間違っても、その参考意見を書いた人の名前だけ消せば誰がどう言たってわからへんやないか。そんな作業もできるんやで、それもしておらんと、逃げることばっかり考えておるな。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

公表すべきじゃないかというご意見だと思いますが、専門家の方にこれをこういう形で公表する、お示しするというようなご了解をいただいているような状況ではございません。

そして、たとえその方のご了解が得られたとしましても、今後そういういろんな専門家の方がご就任していただく場合に——自分の意見に自分が自信を持って自分の名前で伝えるのが本来ではないかというご意見であったとは思いますが——それが、今後どのようなご意見があるにしても、自由闊達なご意見をできない、言えなくなるような今後の可能性もあるということを考えれば、そのような形でそのまま出すことはやっぱり難しいというふうに考えております。

以上です。

#### ○ 小川政人委員

誰のための仕事をしておるんのか。患者のために仕事をしておるんやろう、市立四日市病院は。違うのか。だったら、患者側に納得いくような資料説明は当然やないか。もしくは、名前が出たら嫌というんやったらそこの名前だけ消せばそれで済むわけや。

院長、総務課長にばかり答えさせずに、病院の責任者としての対応をきちっとやれさ。

#### ○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

意見を外部のドクターに、特に専門家のちゃんとした立場の人に意見をいただくんですけども、その意見をいただく場合に、公表するというような了解がなされていないと思います。

それと、もう一つは、いろいろ今後とも依頼する場合に、この意見がいろいろ公表されるという前提で依頼すると、不都合が生じる可能性もあるということで、現時点でこの意見書をももらったときには、鑑定といったらおかしいですけど、専門家のご意見としては公表を前提として受諾していただいたものではないということで、当方が勝手に公表するのは控えたいと、そういう意味だと思えます。

#### ○ 小川政人委員

人命にかかわるようなことで、医者としてのきちっとした意見を公表してもらったら困るというような者に、そんなもの、依頼をするな。

きちっと医師として、この画像を見て、どういうことができるということをきちっと言える人にしかこんな鑑定依頼する必要はないで。鑑定書というのはそういうものや、誰々が鑑定して、その結果がこういうふうに出てきたというのが鑑定書やと思っておるので、自信がないような人に鑑定してもらったら、鑑定書の「か」にもならんわ。

それで、そういうことができる人に、初めて第三者としての知見のある専門家という資格が与えられるのであって、自分の意見はほかに漏らしてもらったら困りますわというような者は鑑定する資格もないわ。

あくまで患者側の立場に立って、この件については患者にきちっとお渡ししますよという了解してもらえる人にもものを頼むということは一番大事。

もう一つ、つけ加えて言うと、うちの嫁が市立四日市病院で8月に入院して、レントゲン撮影をして、どっかのダグラス窩に水がたまっておるということで、それだけで退院してきて、3カ月後に病院へ行ったら、がん巣があるで、もうがんがうじゃうじゃおるでレベル4とかいう話やったけど、そのときもきちっと報告書もらったけど、そのときは保険会社の依頼した大学教授の名前が書いてあった、きちっと俺に所見でくれた、鑑定結果を。

だから、そういうことができる人をきちっと手当するのが院長の務めやろう。専門的に心臓かどこか知らん、循環器の名医か知らんけれども、病院全体の経営を見渡して、それから患者側の透明性を見渡せば、あくまでそういうことをきちっと、今までやってきたことを患者に知らしめるという、そして、納得してもらおうということが一番大事なやけど、誰も見ておらへんので一番大事なところが抜けて、報告書をまとめたって、報告書が正しいのか正しくないのかも第三者としてわからへんやん。専門的な技術者にもだまされた経験、俺はようけあるでな、だから言うんや。

透明性をきちっと出してくれたら何もこんなこと言わへんし、それから、やっぱり一番やらかなかんことは、判断ミスされたら困るんやで、あくまでも何人かの人の所見、読影医は読影医のものがあって、それから、脳外科の先生とか言ったけど、その人はその人の判断があって、それで結果が違っておったら誰が責任とるんや。違っておったものは責任とらなしようがないやないか。個人に責任を求めやへんけれども、病院が責任とる必要があるやないか。そのことをきちっとやらないと、いつまでたっても病院はよくならんで。

ERとか、三次救急とかいう体制もちょっとよくなっていかへんやん。そのわずかな人に重荷を皆押しつけてやっておる、そこをきちっとして、1人でも患者へのミスがないように、全体でミスがないようにするのがあんたらの役目やで、総務課長は市の側に立つのも当たり前かもわからんけれども、もっと患者のことを考えてきちっと、市立四日市病院事務局の総務課長ということもきちっと考えて仕事をせんと、法令順守も当たり前やし、説明責任も当たり前なんやで、そんなこともできずに、大きな顔をするな。

## ○ 三木 隆委員長

小川委員、まだ続きますか。

## ○ 小川政人委員

もうええけれども。ろくな答え出しておらへんな。

昼からまた、ほかのこともあるんやで来てもらうんやろう。ちょっと、頭パニックってきたで、整理してからきます。

○ 三木 隆委員長

時間が来ましたので、お昼の休憩を挟みたいと思います。再開は午後1時からとします。

12:04 休憩

---

13:00 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

質疑がある方はどうぞ。

○ 中川雅晶委員

細かく追加資料をいただいたところで、加入保険の内訳をずっと出してもらって、これだけ保険に入っていたらというのの確認をさせていただきましたが、予算現額と決算額で91万8000円ぐらいの差額が出ていて、保険料はこんなに差額が出るものなんですかね。

○ 三木 隆委員長

わかりますか、もう一度お願いします。

○ 中川雅晶委員

保険料の全部で、3431万8637円、保険料の予算額というのは3523万7000円やったんですけど、91万8000円の差額、保険料でそんなに差額が発生するというのとは。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

差額につきましては、10ページの(2)の産科医療補償制度の掛金のところがございま

す。ここにつきましては、分娩数に応じてになりますもので、その関係でこの差額が生じたというところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

それと、病院賠償責任保険と、それから勤務医師賠償責任保険、両方とも医療事故に対応できる保険なんですけど、勤務医師賠償責任保険は個人が負担する法律上の責任に対する賠償で、病院賠償責任保険は病院が負担する法律上の賠償責任と読めばわかるんですけど、これって重複する部分が、当然医師個人が負う責任と、使用者としては使用者責任があつて、病院が雇っているのであれば、当然に医師の瑕疵も病院が負担する、法律上の賠償責任とかぶるんじゃないかなと素人的に思うんですが、これは違うんですか。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

ありがとうございます。

基本的には、1の病院賠償責任保険なのですがけれども、賠償を求められる方が、いや、私はあの医師や看護師に賠償責任を負わせたいんだ、というようなことであれば、この2と3を活用するというところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

裁判のほかに、病院側を相手に訴えるのか、医師個人を訴える場合があるということも想定しての保険の加入ということで理解すればいいですね。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

そういうところでございます。

○ 中川雅晶委員

了解しました。

○ 三木 隆委員長

ありますか。

○ 中川雅晶委員

それと、予算額と決算額の乖離というところで、自動車用の燃料費なんですけど、195万9000円の予算額で、15万9750円の決算額となっているんですが、かなり少なくなっていて、何か理由はあるんですか。

○ 西村施設課課付主幹

ご質問ありがとうございます。

こちらは、車のガソリン代以外に、非常用発電機や熱源に使っているA重油の予算も見込んでおります。昨年度は、A重油の補充がなかったということで、不用額が多くなってしまっております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

実際に自動車というよりも、そっちのほうの部分を使わなかったということですね。

それは、最初から、例えば補充というのは、毎年しているわけじゃなくてとなれば、予測はつかなかったということですか。

○ 西村施設課課付主幹

メインの用途は、空調用の熱源の燃料になります。こちらは、ふだんは都市ガスを使っているんですが、都市ガスを使い過ぎた場合にA重油というような格好で考えておりました、昨年度は都市ガスでずっといけたということで、実はA重油の補充はなかったという次第です。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

自家発電装置の施設を持っておるんやけれども、オペ室から何から、病院で使用する日常の電源はどれぐらい継続運行ができるのかな。

○ 西村施設課課付主幹

ご質問ありがとうございます。

なかなかうちの病院は、非常に電気使用量が多いもので、100%バックアップするのは実は不可能でございまして、大体、夏場が一番マックスなんです、その6割程度の発電量をうちの発電機は持っています。それで、3日分のA重油は保管している格好になっております。

以上です。

○ 早川新平委員

3日分やね、6割程度で。今回の台風で、千葉県の上原市のほう、きょう、多分復旧するとか言っておったけど、あれぐらいの停電になったら、影響はかなり出る可能性はあるということや。

○ 西村施設課課付主幹

国からも3日分の燃料を保管しろという指示も来ていまして、3日間あれば大規模災害時でも燃料の補充はよそから回ってくるというような想定でおります。

今回ご指摘の上原市とか、あの辺の大停電の場合、当院の医療機器、例えばCTとかは、うちの発電機では、性能上賄えないので、一部診療に制限が出てくる可能性は出てきます。

以上です。

○ 早川新平委員

今、そういう説明をいただいたので、病院側としては、例えばあと少しぐらいのパワーアップなり、そういう必要性は感じているのかな。

○ 西村施設課課付主幹

当然、発電機の容量があればいいんですが、うちの敷地面積も非常に狭隘でございまして、あと、当然それだけの重油、燃料を持とうと思うと、消防法にもひっかかってくるようなところがございまして、なかなか今の敷地ではこれ以上のパワーアップは難しいと思っております。

以上です。

○ 早川新平委員

わかりました。ありがとう。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

院内託児所の件なんですけれども、今現在、2歳までと先ほども答弁いただいていたんですが、保育料としては711万1680円の収入で、受託料、これは繰り出しから9637万9000円という形で、例えば普通の認可保育所が運営費等を含めた保育所の交付金としては、大体どれぐらいの金額なんですかね。通常の認可保育所が受けているのって、所管が違うのでそっちで調べろという感じですかね。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

申しわけございません。ちょっと私のほうでは認可保育所の状況というのは、申しわけございませんが、わかりません。済みません。

○ 中川雅晶委員

ただ、これは繰出金を請求するのか、市から交付されるのか、そのやり方がわからないんですけど、通常の認可保育所は、規模とかにもよると思うんですけど、交付額とそんなに差異がないようにされるのかなと思うんですが。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

申しわけございませんが、認可保育所と市当局が同様の形をしているのか、私は存じ上



げず申しわけないんですけれども、院内託児所については、午前中、中川委員からもお話しございましたように、総務省の繰り出し基準の中にございますので、その分、うちのほうが市のほうに請求させていただいているというような状況でございます。

#### ○ 中川雅晶委員

わかりました。

これはまた調べたいと思いますし、金額の多寡がどうなのかなというところが知りたかったんですけど、当然市からの繰入金が入って、多くはそれで賄っているという保育所であれば、従来から申し上げているように、全開放するのか、例えば病児保育だけ開放するのか、いろんなやり方はあると思いますので、特にこの10月から無償化がスタートとして、3歳から5歳までが無償化の対象なので、今現在は2歳までで、非課税世帯の方が無償化の対象なので、恐らく病院の看護師さん等の働いている方がここの親となれば、その対象というのは考えにくいので、ゼロかなとは思いますが、今後、あり方であったりとかというのをぜひまた検討いただきたいなというふうに思う点と、この10月以降、支出のところ給食とかおやつ代とか、特に副食費なんかが入ってくる場合に、実際に利用される保護者の負担に変更があるということはないわけですか。

#### ○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

まず、将来的な考えということなんですけど、まず第一義的に院内の保育所というのは、看護師の安定確保、離職を食いとめるというような意味合いで設定しておりますので、まずその点を押さえた上で病児保育であるとか、開放についての議論などを考えていかなければいけないと思っております。

それと、10月以降についても親からの負担については変更なしというふうに考えております。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員

今現在は2歳までですけど、2歳までしか受けられないというふうになっているんですか。ゼロから2歳しか受けないということ。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

一応、就学前までは、当院で受け入れさせていただいておるんですけども、現実として、3歳ぐらいになりますと、どうしても次の小学校に入ることを想定して、地域の保育所とか幼稚園で、地域の方と仲よくなりたいというような思いがあるのか、3歳になった時点で地域の保育園に行かれる方が多くなっているということで、当院として2歳までという縛りをかけているわけではございません。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

院内託児所の部分で、租税公課で消費税が上げられています。国税庁の昨年7月の通達を見ますと、消費税については免除というふうに、非課税であるというふうに書いてあるんですけども、このあたりというのは、雑費にあるところの税理士さんとは相談は進んでいるのでしょうか。

○ 三木 隆委員長

どなたが。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

院内託児所の関係についても、税理士さんが入って、お金の出し入れについてはチェックさせていただいておりますので、そのあたりもきっちりとした形でしていただくものだというふうに認識しております。

○ 樋口龍馬委員

いじめたいわけじゃないんですけど、これでやっていかなかったら追及されますに。国税庁の認可外保育施設の利用料という通達が平成30年7月に出ていますので、それによりますと、一定市から認められていなければならないんですけど、認可外であっても保育に必要というふうに認められたものについては課税されないというふうに書いてありますので、

税理士さんは、もし全然できていなくて、状況が違うんだったら、税理士さんを見直す必要があるというふうに思いますので、その辺はちょっと一回確認して、また後日で結構です。報告をもらえますか、委員会に。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

ご指摘ありがとうございます。

調べて、またご報告させていただきたいと思います。

○ 三木 隆委員長

樋口委員、これは審査に影響しますか。

○ 樋口龍馬委員

決算の審査には影響を及ぼしませんが、税理士さんがどういうふうにやっていて、この通達をどのように消化しているかというところを一度確認したいなというふうには思います。

○ 加藤市立四日市病院総務課経営係長

経営係長の加藤です。

今、樋口委員がおっしゃった消費税免除の件でございますが、課税されないのは、収入のほうの保育料ということで。

○ 樋口龍馬委員

私が国税庁の通達を読むのもおかしな話なんです。保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料、送迎料、また、給食費、おやつ代、施設に備えつける教材を購入するために徴収教材費、傷害賠償保険料の負担金、施設費、暖房費、水光費のように通常保険料として領収される料金については、これらが保育料とは別の名目で徴収される場合であっても、保育に必要不可欠なものである限りにおいては、非課税となりますというふうに通達が出ているということです。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

申しわけございません、確認して報告させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

午前中の病床利用率な、過去はボーダーラインが80%というところで、上下で収支が均衡するというか、ぎりぎりという説明が昔あったんやわな。昔といっても五、六年前ね。午前中の説明の中で、1ポイントずつ下がってきて76%、80%に4ポイントも足りないというところで、課長のほうからいろいろ説明いただいたんですけども、収支は上がっているからいいやないかということなんでしょうけれども、一生懸命入院患者を集めてきますというような答弁はしてもらってないけど、これはどういうふうに捉えられているのかな。

○ 西山医事課長

医事課長の西山でございます。

いわゆる1人当たりの入院単価が上がっておりますもので、患者数が減った分、単価が上がった分でカバーしているというふうなところでございます。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

補足させていただきます。

難易度の高い手術とか、その辺の料金が1日当たり高くなると、病院が高機能であると評価されて係数が高くなるということで、同じ状態であれば、1日当たりの密度を高めていくほうが病院にとって良いし、ただ、一つ注意すべきと思っているのは、新規入院が減ると、公的病院としての機能にかかわるから、それに対してはウオッチしていますが、減少傾向はないですから、このままの状態であるということでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

今、私が五、六年前に産業生活常任委員会に所属させてもらっていたときには、大体80%の病床の稼働率がラインで、年々下がってきて、今の院長の説明にあった高機能であると係数が高いとか、そういうことやと思いますけれども、現実には病床利用率に相反するので非常に難しいところなんやけど、病人はふえるよりも、減るほうのはええので、非常にここは難しいところなんやけれども、市立四日市病院の経営状態から見て、大体75%ぐらいになっていくのかなと私は思っておるのやけれども、それぐらいで経営の維持はずっとできるのかな、予想として。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

1日当たりのベッドの入院の稼働額が昔は6万円ちょっと、今は月によっては8万円幾ら、というように内容が手術とかその辺に大きくシフトしていることと、それと、平均在院日数が短くなると、検査、手術の関係で土曜日、日曜日があいてしまうんです。だから、平均すると、昔は入院が長くなって、土、日も通していますけど、今は、土、日のベッドを見ると非常にあいた状態で、これは病院の機能として、検査、手術に重きを置いているとやむを得ない。平準化するのは非常に難しいし、重症患者はもちろんいるんですけど、できるだけ早く帰ってもらうということが市民のためだと思っております。

○ 三木 隆委員長

他にありますか。

○ 樋口龍馬委員

薬品管理のことをずっといつも決算審議のたびに言わせていただいているんですけども、院内に貯蓄している薬品については、適正な量で運用されているというふうに理解してよろしいですか。

○ 森市立四日市病院総務課課長補佐

薬局で管理をしている薬につきまして、何かあったときに3日ほどの在庫を持つという考え方で薬の量を持っており、その3日が適正と考えておりますので、貯蔵品としては適正な管理をしていると考えております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

薬局は理解しました。

各課に出ていってしまっている分の薬剤はどうか。棚卸しとかを定期的に行っているのでしょうか。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

ほとんどの薬が各患者名で払い出していて、救急カートとかの救急薬品については定数管理しておりますし、それは病棟薬剤師中心に補充は行っております。病棟によって多少差がありますが、基本的には救急薬剤の本数とかは決まっております。救急薬品ですから多くはありますが、不足もなく、それほど過剰な在庫でもないと思っております。

○ 樋口龍馬委員

一昔前に持ち出しをされる方がお見えになったり、市立四日市病院の話ではないですけども、それは過剰な在庫が引き起こす問題ですので、今後も注視して監督していただくことをお願いして、終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

前に駐車場の敷地の借地料がいろいろ違うというのがあって、個人名は要らんのやけど、敷地別に借地料を書いてくれと頼んだみたいな気がするのやけど、出てきたか。

○ 今村施設課長

施設課長の今村でございます。

前回、病院の借地料のことについて、単価が2通りあると。個人名については、個人情報関係で出すことはできませんが、単価と面積について、どのぐらいの面積があるかという形について請求いただきました。

所管事務調査のときでしたので、次回の所管事務調査に向けて準備しているんですけど、

もし口頭でということでしたら、今お答えすることができます。

○ 小川政人委員

口頭ではわからなくて、図面で、ここは幾らや、ここは幾らやというのがあったら、出るんやな。

○ 今村施設課長

この場所が幾らという形になると、個人のこの場所についての単価というと、その方に幾らお支払いをしているかがわかってしまいますので、そちらについてはできないと考えております。

ただ、以前、委員のほうからもお話がありましたように、2通りの単価のところがどれだけあるかという形、何㎡あるかということについては準備できております。

○ 小川政人委員

前に、土地の道路から面したとか、距離とかによって違うということも単価で言っておったやんか。そうすると、どこかで線引きがあって、この土地で、道路に面している近いところは幾らとか、そういうような線引きでええんやけどな。個人の情報なんか欲しいとは思っておらんけど。

○ 今村施設課長

やはり場所を地図に記載をしてしまうと、その方に支払いさせていただいておる内容がわかってしまいますので、それについてはできないという形で、ただ、比較的近く利便性が高いところと、比較的ちょっと離れたところという表現でご了承願いたいと考えております。

○ 小川政人委員

線引きだけで、そんな個人名がわかるんか。個人情報わかるんか。

○ 今村施設課長

やはり地図に出すということについては控えさせていただきたいと考えております。

○ 小川政人委員

それって、本当に個人情報なのか。土地を持っておって、幾らで貸したというのは、所得として上げていかなあかんようなやつやもんで、そんな個人情報に当たるのかな。

○ 樋口龍馬委員

例えば区割りしていない白地図にA、B、Cみたいな、ぼやっとエリア書きをするようなこともできないんですか。そうすると、Aはこんな感じ、Bはこんな感じみたいな。住宅地図でやると、誰の持ち物とわかるかもしれないけど、大ざっぱに丸つけて、この辺はA、B、Cみたいな。

○ 小川政人委員

そりゃ、入り組んでおるわ、個人の土地やで。多少真っすぐではないけど。

○ 今村施設課長

もし地図に落としますと、ぼやけてという表現のところは、非常に単価の差についても明確に分かれておるところではないですので、その辺のところになると個人が特定できるという形になってしまいますので、おおよそこのあたりとなったときには、ゼンリンとかの地図で、この場所は誰の持ち主ということが判明してしまいますので、そういったことでちょっと控えさせていただきたいという形で考えております。

○ 三木 隆委員長

小川委員、少し待ってください。

暫時休憩させてもらって、今の件について、ちょっと打ち合わせしたいものですから、5分間休憩させてください。再開は35分で。

13：27 休憩

---

13：36 再開



○ 三木 隆委員長

それでは、再開します。

○ 今村施設課長

施設課長の今村でございます。

先ほど小川委員のほうからご請求がありました駐車場の配置図という形で、この色塗りしてある部分、水色の部分については、外来患者向けの駐車場、それから、緑のほうが職員向けの駐車場、今現在、病院が借りておる場所を示させていただいております。その中で、大きく二つの単価の差がありまして、比較的近くて利便性が高い場所にあつて、昔から借りているところにつきましては、昔の単価で高い値段になっております。

それから、その周辺のところにある、いわゆる職員の駐車場関係のところについては、そういった安い値段で借りておるといふ状況でございます。

あと、実は、平成29年9月に病院の全借地の契約書の閲覧について開示請求がされておりました。相手方の氏名、住所、それから金額等をとつていう形で、ほとんどの部分については非開示部分として開示させていただいた中で、また、このことについて審査請求がなされまして、最終的には、市の情報公開、個人情報保護審査会のほうで、請求が棄却となっております。棄却の理由につきましては、一般論としては、市民等が行政機関の締結した契約等について、情報公開制度を利用しその内容を確認することは、地方公共団体における財務会計行為の適正な実施に資するものであり、この点、理解できるものである。しかし、本件のような既存の病院駐車場用地のための土地賃貸借契約は広く契約の相手方を募集し、四日市市にとって有利な相手方を選定するというものではなく、病院に隣接する土地など、事業を遂行する上で必要な土地を特定の相手方から借りるものであり、そして、その土地の位置、条件は多岐にわたるものであり、個人の契約及び賃料に差が生じることは想定されることであつて、差が生じることで直ちに不当であるということではない、そういったことをいただいております。

そういった中から、今回おっしゃっていただいた部分については、情報開示の非開示部分という形で差し控えさせていただいております。

説明のほうは以上でございます。

○ 小川政人委員

それはいいんやけど、ずっと変わっていないということは、地価はぐんぐんぐんぐん下がっておる中で、地代が変わっていないというのは、やっぱり折衝の範囲としては、少なくとも経費削減という部分では、例えば羽津の古新田の土地を坪二十何万円で市は買ったけど、今じゃ、何万円やろう。そういうことからいったら、時代に応じて地代も変わってくるとっておるんやけど、全然変わっていない、そういう努力をしておるのかな。

#### ○ 今村施設課長

施設課長、今村でございます。

毎年、賃借料の契約のほうは、交渉させていただいております。その中で、できるだけ高い部分については、値下げの交渉をさせていただいて、現実には下げさせていただいておるところもあるんですけど、現段階としましては、このまま値下げ交渉について、引き続き努力をしたいという形で考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○ 小川政人委員

理解はせんけど、相手のあることやで、その相手が嫌と言えは無理なんかもわからなけれども、なるべくきちっとやっていかんと。そうやけど、ずっと累積して地代を払っていくんやったら、購入していくことも大事やと思うんやけど、その辺の考え方はないのかな。売ってくれやんのかな。

#### ○ 今村施設課長

交渉の中では、売却の意思はどうですかという形のほうもあわせては、その都度、毎年聞いてはおります。ただ、やはりその辺のことについては、なかなかご理解というより、ご協力のほうをいただひていない状況でございます。

#### ○ 小川政人委員

賃借料が高いもんやで、売るより貸しておったほうが利益上がるわという部分もあるのかもわからんでな。その辺のことをよう考えてやらんと、こんなに高く借りてくれるんやで、売るより貸しておるほうがええわというのもあり得ると思うんで、そこもきちっと研究してやってください。

○ 三木 隆委員長

他に質問は。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご指摘もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第21号平成30年度市立四日市病院事業決算認定については、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第21号 平成30年度市立四日市病院事業決算認定について、

採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

#### ○ 小川政人委員

よくわからんけど、別に反対するものではないけど、討議とか、言っておったやんか。そういう部分は諮らんでもええのか。俺なんかやったら、もっと患者側に事後報告をきちっとやる努力はしてもらいたいと思っておるんやけど、決算自体に反対とか賛成じゃなくて、次の業務改善に向けて、やっぱり注文はつけておきたい思うで、さっきくどくど言ったけど、やっぱり患者側に立ってきちっと説明責任を果たす必要はあると思っておるので、そういうのはどういう扱いにするのか。

#### ○ 三木 隆委員長

この後に、先ほど論点整理を依頼された部分と、今、小川委員が言われておるところを委員間討議しまして、全体会に送るかどうかという判断もそれをもってしますので。

次に、示談事案における賠償金の支出について、報告事項を先にしてください。

#### ○ 樋口龍馬委員

前回の決算の全体会で示された資料進行によると、今、審議、可決がなされたと思われるので、先ほど委員長が提案していただいた、私が提示した件についての論点整理及び、小川委員の言われたことを論点シートにまとめるかどうかという、分科会メンバーへの意思の確認を行っていただいた後に、委員間討議の場を設けて、論点整理シートの提出について諮っていくという流れになるのではないかなというふうに思いますので、進行をそのようにしていただければというふうに思いますが、報告を受ける前にせないかんのと違うかなと思うのですが、事務局、間違っているかどうか。

#### ○ 三木 隆委員長

論点整理の依頼がありました救急車の件について、委員の考え方と病院側の考え方に、若干の相違があり、病院側からは、車の維持費の部分の発言があったと思います。委員の意見は、ドクターカーなどの活用についての意見があったと思うんですが、そこら辺の食い違いがあるんですが、そこら辺について、委員の方々が、例えば使い勝手の部分を求めるならば、病院側もそれなりの準備をしないといけないというふうになるやろうし、そこ

ら辺の話はどのように進めたらいいかというふうに思いまして、討議してほしいんですが。

#### ○ 樋口龍馬委員

私の考え方としては、今回、現状運用されていないように見受けられると。その中で、車検費用が安いとか高いとかではなくて、救急車もずっと更新をし続けているので、新しい動産というのは常に出てくると思うんですね。ですので、現在、平成16年に初めて登録をされて、平成22年に譲り受けているというもので、年式的に考えると、一旦ここは、帳簿から消すという形でいいのかなというふうに私は思っているんですけども、ただ単に除却をしてしまうと、また今度欲しいと言ったときに、この前に渡した動産は除却したやないかと言われたら、もらうにもらえなくなるのかなというふうに思いますもので、今回のような救急車の余剰が出てきて、病院に配置が検討できるというような状況がもし消防本部のほうであるなら、それに向けた運用のあり方みたいなものを考えていってほしい。こんな意見をまとめていただいていたらどうかなというのが私の考え方でありますので、ほかの委員の皆さんもそれぞれ表明をしていただいたら、論点整理シートになるんじゃないかなというふうに考えるところです。

#### ○ 早川新平委員

樋口委員がおっしゃったとおりに思うんですけども、これ、委員間討議にしてもええんと違うのかな。

#### ○ 樋口龍馬委員

今のが僕の意見です。

#### ○ 早川新平委員

だから、みんなの考え方が違うのでな。車検が1月やったか。そこまで例えば乗るとか、逆に中古というか、15年もたつような車よりは、市立四日市病院として、ドクターカーも含めてほしいというのであれば――大体救急車は二千七、八百万円かな――必要やったら僕は購入すればええと思っておるし、逆に本当にもう今は必要ないんですということであれば、今回の車は現状としては古いし、ここで一旦廃車にするとか、病院側の本当の思いがわからないと、私らは古いからもうやめたらどうか、使っていないからやめたらどう

というのは軽々には言えんというところがあるんよ。ただ、ないよりはあったほうがいいやろうなという思いがあって、ただ、車だけでは、運転手も要るし、それに乗っていくドクターも要るやろうし、そういう余裕がないのであれば、現実に僕らがどうのこうのと、あったほうがええよなど、外野から言っているよりは、現場の人たちが、こういうふうやって、市民のためにこれはなるんですという思いがあれば、そういうことを聞かんと、軽々に外から、我々は好きなこと、思いの中で一生懸命言うておるのやけど、ないよりはあったほうがええやろうというのが最終的な一言になってしまうやけれども、当事者側サイドのご意見とか思いを言ってもらわんと、例えば先のことを考えて、おまえら、半年前に要らんと行って、半年後には要ったやないかと。僕は、それはそれで変わっても仕方ないと思っておるのやけどな。そこのところはきっちり教えてほしい。

#### ○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

先ほどのご答弁と重複する部分もございますけれども、昨今の利用実績がかつてに比べて少なくなったということは、それだけ必要性が下がっているというところがあるかなというふうに思っております。

また、きょうもご質問の中でもございましたが、誰が運転するかという問題もございました。そういった中で、平成16年登録で古いというところ、それから、実績がなく、当院としての必要性が以前に比べてそれだけ下がっているというところ、ドライバーの問題等、総合的に勘案しまして――これまでは、先ほどおっしゃられましたように、ないよりあったほうがいいだろうということで、私はことし4月に来たばかりで詳しい経緯は知らない中で申し上げるのもどうかなと思うんですが、そういったことから、今までとどめておいたというふうには思っています――車検を迎えることもございましたので、車検を契機に廃車の方向で考えておりましたし、車検までまだ少しある中ではございますけれども、早期の廃車ということをきょうまで思っておりました。

ただ、きょう、いろんなご意見をいただきましたので、まずは、当面車検のタイミングまでは様子を見るというのもあるのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、使用実績を見ますと、現時点では必要性というのは非常に少なくなっているというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○ 小川政人委員

相手があることなんやけど、平成16年が初登録の車を、平成22年に譲っておってもらっておるんやわ、無償か何かで。そういうことを考えると、今、平成31年やで、平成25年か平成26年ぐらいの初登録のやつがまた払い下げか何かで譲ってもらえる可能性はあるんやわな。現実には要らんというんやったらそれは別として、現に今も車はあるんやで、運転手はおるといふ想定のもとに動いておるんやわな。運転手がおらんから廃車にするということではなくて、利用頻度は少ないからということなんやろうから、そうすると、運転手もおることはおるんやで、使い方を上手にしたら、譲ってもらえるんと違うかな。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

私の説明が不足して申しわけございません。かつては専属の運転手さんがおったというふうに聞いております。現在はおりませんでして、有事には、我々も含めて誰かがドライバー役をやらざるを得ないという状況でございます。

それと、小川委員おっしゃっていただきました、以前と同じように消防本部のほうから無償譲渡いただくということについては、まだ具体的に消防本部と話はしておりませんが、私どものほうで必要ということであれば、代替の際にそういった交渉をさせていただく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○ 小川政人委員

いつから運転手はおらんようになったの。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

平成26年度からお見えになっていないと記憶しております。

○ 小川政人委員

運転手がないというのに、車を置いてあったというのも奇妙なものだけど、それはその時期に一緒に考えるべきと違うのか。

本来なら、運転手もおらんし、車も要らんわという話になるんやけど、俺らだって免許返上したら車は要らんで、わざわざ持っておらんで、そういう部分のこともあわせて考え

るべきやったと違うんかな。過去のことやでええけど。

○ 三木 隆委員長

他に意見は。

○ 日置記平委員

私は余り議論する必要ないと思うのね。本来これは消防署の救急の仕事やん。それで、運転手がいるとかいないとかというよりも、四日市の道路を一番把握しているのは、市立四日市病院の運転手という人よりも、消防署の救急車の運転手のほうがはるかに道路環境をわかってますよ。だから、それがドクターカーにしろ、何にしろ、専門は専門に任せたほうがより安全というのが私の受けとめ方なんやけど、だから、病院のほうも、当初この車を導入したいきさつは、それが便利かなということで導入されたんだらうと思うけどね。やっぱり消防署に全部お任せしたほうがより効率がいいんじゃないかなというふうに僕は判断します。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

じゃ、聞くけど、そもそも何で置いたんや。そもそも何の目的のためにこの救急車を置いたんや。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

私もこの病院が長いもので、昔は、他府県へ行くような救急要請をすると、ノーとは言わないですが、余りいい顔されなかったということで、例えば重症化で心臓移植になるかというような患者を大阪の国立循環器センターとか大阪大学に、当院の車で乗っけてもらったことはあります。今の消防署は、そういう事態でも快くやってくれると思いますけど。

○ 小川政人委員

それなら、初めからそうやってしてくれるから、わざわざ持つ必要ないと言ったら、そ



れで終わっておったことや。

○ 三木 隆委員長

どうですかね。

○ 中川雅晶委員

これは委員間討議をしなきゃいけないのであれなんですけど、今の使い方であれば、確かにもうお役目は終わっているのかなと思うんですけど、ただ、運転手もドクターも確保しながら、違うような展開ということも、これからは想定していかなきゃならないとなると、活用の仕方であったりとか、新たなドクターカーの導入とかということは、今すぐどうのこうのじゃないかもしれないですけども、検討課題として残しておいていただきながら、場合によっては、消防本部の払い下げの救急車を活用するという選択肢もあるのかなと。しかし、今のままの使い方であれば、確かに運転手の問題であったりとか、さまざまな問題があるのであれば、今回の現状の救急車についての除却はやむを得ないのかなというところですよ。だからといって、僕は、全部消防本部にお任せするというのもこれからどうなのかなと、じっくり検証していくことも必要なのかなと思うので、余り早急に結論を出すということもいかがかなというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

将来的にという部分は、この論点整理シートの中に一言残そうとは考えております。

意見が出尽くして、病院側の立場もわかるところでありますし、ここで、このテーマに対して、全体会に送るべきかという部分で賛否をとろうと思いますので、これを全体会に持ち上げたいという委員の方は挙手を願います。

○ 樋口龍馬委員

全体会に送るというのは、論点整理シートを分科会長報告の代わりとする考え方で、全体会へ送るという意味でよかったですか。それとも単に全体会で議論をするという意味で送るということですか。

○ 三木 隆委員長

そこは微妙なところですけど、今のやりとりの中で、現実部分のところ、将来的に云々というのは、その時点での議題としては、なかなか難しいかなと個人的に思います。

○ 中川雅晶委員

全体会でどういうふうに扱われるかというのは全体会に委ねなきゃいけないんですけども、こういうような議論があったということを論点整理シートにまとめて、全体会へ報告だけはしていただきたいなど。少なくともそれは痕跡に残るのかなと思いますので、それだけはお願ひできますか。

○ 三木 隆委員長

それは分科会長報告で。

○ 中川雅晶委員

分科会長報告というか、論点整理シートにまとめて。

○ 三木 隆委員長

わかりました。

○ 樋口龍馬委員

論点整理シートが分科会長報告に代わるものとして、この議題については添付されるという理解でよろしいですか。

○ 三木 隆委員長

その取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

次に、小川委員が言われた件は、確かに今までの事案を鑑みると、今のERの体制等々について、何かしら不安を市民が思うところであるし、また、病院側も信用として、今の

体制がベストと思われなと思いますので、そこらについて委員間討議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○ 小川政人委員

第三者に依頼するというのは、一応鑑定やと思っているんや。鑑定人というのは、自分の名前がはっきり出て、誰々が見たんやというのが鑑定者やと思うもので、そこは権威のある第三者に聞いたら、きちっと名前を出してもいいというような人に鑑定とか調査依頼をするべきやろうと思っておるのや。昼休みも日置委員と議論しておったんやけど、絵を描いて、この絵が本物か偽物かって鑑定を依頼して、誰が鑑定したやわからんのかと。鑑定人の名前はきちっと出すべきやと、医者とまた違うかもわからんけど、やっぱりそれだけの資格のあるとか、ちゃんと責任の持てる人に鑑定依頼をしてもらうということが大事やな。そうしたら、個人情報はどうのこうの問題はないやろうと思うので、そこはきちっと説明責任ができる、やっぱり病院として透明性をきちっと確保することが大事かなと思います。

### ○ 三木 隆委員長

他に。

### ○ 早川新平委員

ちょっと僕は観点が違うとか、本来であればERの今の体制を改善していくのがベストやと思っています。現実には、医療現場の中で、ERが今の体制しかとれないというのが現状やと思っています。例えば日常の診療の中でオペするのであれば、事前にドクターなりナースなり、麻酔科から全部集まって、起こり得る事象を想定しながら進めていくという時間的な余裕があるけれども、ERは、例えば院長の先ほどの話でもあったように、いわゆる夜間とかを担当してくれるドクターの少なさ、専門医の少なさというものも起こってしまった事象の原因なので、今、僕はそっちの話なので、小川委員がお話されておるところとはちょっと観点が違うので、そぐわないかもわからんけれども、そこも含めてこれからやっていかなきゃいかんのかなというのがあるんです。第2のことが起こらないリスク管理とか、そういうところも大事かなと私は思っています。

## ○ 小川政人委員

余り変わらへんのやけど、まず、E Rを充実させるということは、全然、初めから主張しておるんやけど、何かトラブルとかが起こったときにきちっと説明責任を果たすということ、透明性を持たせて、患者の側に説明するというのも一つの病院の責任やと僕は思っているんで、E Rは放っておいて、それだけやれというわけではなくて、E Rの充実ということは初めから言っているということであって、それに加えて、クレームが来たときのクレーム処理の対応という部分でいくと、やはりきちっと透明性を持たせて、患者の側に不信感を持たさんような説明責任を果たしてほしいということ。

## ○ 中川雅晶委員

僕も先ほども議論させていただいたとおり、年間に3500万円ぐらいの保険料を使って、いろんなリスクの準備をしているので、確かに鑑定書をめぐっていろんな課題もあるのかもしれないですけど、一旦そうやって被害を受けたと称されている市民にとっては、なかなか納得できない論理なので、その辺もぜひ整理をするという側面と、小川委員が最初から言っておられるように、そういうことにならない、再発させないような医療体制をぜひ構築するために、院長を初め経営スタッフでそういう方向の整備をするということも当然の話で、例えば、繰り出し基準の中にも医師確保対策に要する経費とかというのも認められているので、そういうところもぜひ市当局と協議していくことも必要ですし、中期経営計画の中に医業収益に対する職員給与費の割合というのも目標として50%以下を維持するとなっていますけれども、この辺の考え方も少し柔軟にしていかなければ、医師の確保が容易ではないのであれば、そういうことも次の計画の中にはしっかりと医師確保が推進できるような方向性を経営陣として考えていくということは非常に重要なことだと思います。

## ○ 樋口龍馬委員

資料が開示できるかどうかという点については、できた時代もあるのか、今が本当にできないのかどうかというのは調べてほしいですし、言ったら、カンファレンスの内容を患者本人が知り得ることができるのかどうかということに近いことなのかなというふうに聞きながら思っています、患者がカンファレンスの内容をつぶさに把握することが医療倫理的にどうなんだというところなんかも含めて、ぜひ研究をしてほしいですし、退院前のカンファレンスなんかだと、患者が入ったりはするんですよね。デスカンファレンスなん

かだと、場合によっては多分家族の方が入られたりもすると思うんですが、患者本人さんがご存命である状況の中で、患者本人が知り得ることのできることは一体何なんだと。それを求めに応じて最大限出してあげることが適法の中でできるのであれば、そこはぜひ研究してあげてほしいなというふうに私は考えます。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なければ、これも論点整理シートに作成はするんですが、この件を全体会送りというか、全体会に送るべきものかどうかという部分ですね。

委員の賛成がないと、それは書いたから上げるというものじゃないですよ。

○ 小川政人委員

ようわからんけど、この決算審査自体は了解しておるのやで、全体会に上げる必要はないけれども、個々のシートとしての今回の分科会としてシートをつくって持っていくというのは、分科会の目的の一つに加えられたんやで、それはシートをつくって出してもろうたほうがいいんじゃないかなと。

○ 三木 隆委員長

それは先ほど説明しました。

だから、結局、全体会には、二つのテーマについては持ち上がらないと。論点整理シートにはまとめますと、こういう結論でお願いします。

次に、当委員会の報告としまして、示談事案における賠償金の支出についての報告がありますので、説明をお願いします。

○ 西山医事課長

タブレットの資料15ページをごらんいただけますでしょうか。

1、示談事案における賠償金の支出についてご報告いたします。

2件の示談が成立し、賠償金を支出しました。なお、賠償金については、全額病院賠償責任保険から補填されます。

(1)として、賠償金額670万円、2件でございます。

(2) 事案の概要。1件目が、重症呼吸不全患者への誤挿管事案でございます。

発生年月、平成28年2月、患者様は80代男性です。

事案の概要といたしましては、入院中の患者が結核により死亡するに際し、呼吸不全の状態となったため、医師が患者に気管挿管を行おうとしたところ、誤って食道挿管となってしまったと。

示談内容といたしましては、呼吸不全下の患者に効果的な換気が図られず、また、患者に司法解剖等を要する結果となりまして、遺族が患者を静かにみとる機会を失ったことに対して賠償金を支払うものです。

賠償金額は300万円です。

再発防止策といたしまして、一つ目、病室等、麻酔専用の設備の整っていない場所において気管挿管を実施する場合で、時間が許される範囲で余裕のある場合は、できる限り複数人で行うこと。

2番目といたしまして、主治医、宿直医、看護師などが密に連絡を行い、患者情報、操作確認など、緊急時の対応に遺漏のなきように取り計らう。

3番目といたしまして、挿管作業をより迅速で的確なものとするため、ビデオ喉頭鏡を使用する。また、加えて、可能であれば、熟練した技術を有する麻酔科医などに応援を求めることとする。

4番目といたしまして、気管挿管の正位を確認できるCO<sub>2</sub>モニターを使用することとさせていただきます。

2件目が、患者がCT撮影後に検査台から落下した事案でございます。

発生年月は、平成29年12月。患者は60代女性。

事案の概要といたしましては、CT撮影時、診療放射線技師が検査台をフットペダルで下げながら、終わりました、起こしますと声かけした後に、患者が足から下におりようとしたが、足が床につくことなく、検査台から落下し、大腿骨頸部を骨折いたしました。その後、人工骨頭挿入術を受けることになりました。

示談内容といたしましては、CTの検査台が下降中に次の動作の声かけをしたことは適

正な行為ではなく、その結果として、患者に本来必要でなかった治療が必要となったことに対して、患者がこうむった損害を賠償するため、賠償金を支払いものです。

賠償金額は370万円。

再発防止策として、CT撮影後は、検査台が確実に降りきったことを確認した後に、患者に次の動作の声かけをするよう、診療放射線技師全員に周知徹底いたしました。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑ありましたら、ご発言願います。

○ 小川政人委員

ちょっと教えてほしいんやけど、これは医療安全管理委員会か何かで諮って、インシデントかアクシデントとか、そういうのは出たのかな。

○ 西山医事課長

医療安全管理委員会で検討されまして、異常事故レベルは3 bというふうなことで聞いております。

○ 小川政人委員

今まで、この年って、医療事故ゼロと発表されたんじゃないかな。してなかったっけ。俺の勘違いかな。

○ 太田市立四日市病院事務局次長兼総務課長

この年といいますか、ずっと医療事故の件数は上げさせていただいており、ゼロという年は残念ながら、申しわけないです。

○ 小川政人委員

出ておるのやな。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

ゼロではないんやけれども、先ほど保険金の支出の中で、平成30年度はなかった。これは平成30年度の支払いではなくて、令和元年度の支払いということですよ。

○ 西山医事課長

従来、示談案件につきましては、翌年度の決算において、件数と総額についてご報告を申しあげることになりますが、本年度におきまして、2件の示談が直近に成立いたしましたので、ご報告するものでございます。

○ 小川政人委員

平成28年2月で、死亡事故なんやわな。そうすると、平成31年に示談って、示談に時間がかかったのか、えらい遅いみたいな気がする、時間かけたなと思うんやけど、その理由は何なのか。訴訟にもなっておらへんと思うんやけど。

○ 西山医事課長

この件につきましては、相手方が捜査機関から患者の司法解剖の鑑定書を受けた平成29年10月から示談交渉に入っております。いわゆる示談はこの8月に成り立ったもので、交渉人同士の情報の交換というようなことに期間を要して、示談を結ぶまでに時間が経過したものです。

以上です。

○ 小川政人委員

司法解剖をするということは、事故の疑いがあるということか。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

当初は、誤挿管が死因と——患者は終末期だったんですけど——ということも考えたもので、やっぱりこれは司法解剖ということにしたんですけども、解剖結果について、広



範な肺結核で、これはもう死因は誤挿管と関係なく、肺が荒廃していて、治療のしようがないから、誤挿管が死因じゃなくて、感染による、不可逆的な肺の障害による死亡だという鑑定結果が得られたということです。

○ 小川政人委員

そうしたら、何で300万円も払わなあかんのや。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

誤挿管によって司法解剖がなされ、遺族はどたばたして、また、死亡するときに安らかな最期を迎えられなかったということで、遺族側に支払ったわけです。

○ 小川政人委員

医療事故じゃない、医療ミスではないのに、アクシデントかインシデントに数えておるということは、何かようわからんのやけどさ。

○ 一宮市立四日市病院長（病院事業管理者）

誤挿管したことは確かなんです。それによって死亡したことはないけれども、誤挿管という行為は——啓発的な事象に対しては3 bに入れるということになっていますから——そういう意味で3 bに入れさせてもらいました。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご質疑もないようですので、本件につきましては、この程度とします。

これで、市立四日市病院に係る議題は全て終了しました。お疲れさまでした。

理事者の入れかえがありますので、再開は14時30分からとします。

○ 三木 隆委員長

済みません、再開前に先ほどの論点整理シートの作成について、僕が誤解している部分がありましたもので、要するに、論点整理シートを作成する、イコール全体会に上げるということらしいんですよ。

だから、論点整理シートをつくるイコール、それは上がるというふうに今事務局のほうから説明ありまして、いま一度もとに戻って、論点整理シートをつくることに賛成か否かというところを、はっきり挙手でとりたいと思います。

まず、1番目の救急車の件ですか。これについて、論点整理するか、イコール全体会に上げるかというところに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

賛成多数ですね。

そうしたら、全体会送りということやね。

次に、小川委員が発言されました部分のテーマ2の部分ですね。ここの部分の、これも賛成か反対かで挙手をお願いします。

賛成の方、挙手。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

賛成多数です。

わかりました。

○ 樋口龍馬委員

確認です。上げてもらうということで、その上でなんですけど、僕の聞いている範囲だと、この論点整理シートを全体会に送っていく中では、悲喜こもごもな意見が入っていてもよいというふうに整理をされているというふうに理解していますので、先ほどの救急車の件の中においては、日置委員の発言されたところの、消防本部が担うべきであるというふうに考えるため、そういったことは病院の業務ではないという意見も記していただくということで間違いはないですね。

その確認だけです。

○ 三木 隆委員長

はい、そうです。

この件はよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

一つわからんのやけど、別に決算に文句をつけたわけではないのに、全体会審査というのは、何かようわからんのやけど、そういう整理なのか。

○ 樋口龍馬委員

予算常任委員長の立場で。

私の理解している話では、全体会に上げた上で、これを議会からの提言にまとめていくのかどうかということを全体会で諮っていくという意味で、全体会送りという表現になっていると思うんですね。ですので、小川委員の言われた、例えば医療安全の話を、当分科会で出たような話として、全体会の中で改めてこういう意見が出たけど、議会からの提言という形にまとめてよろしいかという議論が行われるという理解だと思っておりますが、分科会長、それでよろしいですか。

○ 三木 隆委員長

はい、それでよろしいです。

○ 小川政人委員

審査とは別に扱うということやね。

○ 三木 隆委員長

そういうことです。

それでは、お待ちしております。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第4目 文書広報費（関係部分）

第10目 地区市民センター費

第11目 国際化推進費（関係部分）

第13目 計量消費経済費

第17目 コミュニティ活動費

第18目 市民活動費

第19目 文化振興費

第20目 生涯学習振興費

第23目 諸費（関係部分）

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第3目 公民館費（関係部分）

○ 三木 隆委員長

市民文化部市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分、決算常任委員会産業生活分科会、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費（関係部分）、第4目文書広報費（関係部分）、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費（関係部分）、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第23目諸費（関係部分）、第10款教育費、第5項社会

教育費、第3目公民館費（関係部分）について、市民文化部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 山下市民文化部長

今日は、平成30年度の決算認定、そして、補正予算を初めまして、審査をお願いいたします項目が多岐にわたりますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

まず、市民文化部中市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分についての審査を行います。

それでは、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分を議題とします。

本件につきましては、議案聴取会において、追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長兼市民生活課長の中根でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議案聴取会におきましてご請求いただきました資料についてご説明させていただきます。

タブレットは05、8月定例月議会、06産業生活常任委員会、003市民文化部（追加資料）というところをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

まず、57分の4ページのほうをお願いいたします。

資料の目次となつてございますが、記載中の9番と10番につきましては、この後、理事者の入れかえの後、ご審議いただきますあさけプラザ費、男女共同参画費に係る分となつ

ておりまして、入れかえ後、課長より説明をさせていただきます。

5ページのほうをお願いいたします。

樋口委員からご請求いただきました市民文化部所管施設のアセットマネジメント計画及びその他の整備計画についてでございます。

5ページから7ページにつきましては、表がちょっと細かくて申しわけございませんが、アセットマネジメント計画のうち、市民文化部所管施設の抜粋資料でございますが、この計画につきましては、施設の長寿命化を図るべく、屋根や外壁の防水工事や施設運営上、重要な空調施設等について計画的に工事を実施するための計画でございます。

資料の左から、所管課、施設名、構造、階数、建築年度、目標耐用年数、建てかえ年度、建築面積、延べ床面積、工種、種別、更新周期等を記載しておりまして、2020年度から2049年度までの計画を記載しております。

表中の黒三角につきましては、設計年度、丸印につきましては、工事年度、二重丸は建てかえ年度をあらわしております。このように、施設の長寿命化を図るため、必要な工事を計画的に実施してまいります。

しかしながら、これらの工事の実施に当たりましては、アセットマネジメントの、庁内全体の予算議論や工事実施部門との調整等が必要となってまいります。そのため、あくまで現時点の計画上の年度であることをご理解のほどお願いいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

アセットマネジメント以外の工事計画でございますが、測量設計、工事のいずれかが予算化されているもの、あるいはLED化推進事業に位置づけされたものを記載してございます。地区市民センターにおきましては、記載のとおり、LED化工事、和室改修工事、駐車場塗装工事、トイレの洋式化、停電対策工事、防犯カメラ設置工事、また、楠交流会館におきましては、トイレの洋式化や監視カメラの更新、LED化工事などを予定しております。

以下、四日市市文化会館、三浜文化会館、あさけプラザについて内容を記載しておるところでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、樋口委員からご請求いただきました市民文化部が所管いたします施設の指定管理者の期間及び債務負担額等を取りまとめたものでございます。

私ども市民文化部が指定管理により運営しております5施設について記載をしております

す。いずれも指定管理期間は5年でございます。資料左から施設名、過去5年の決算、現指定管理期間の債務負担額、指定管理期間と指定管理者名を記載してございます。

なお、表の中段、市民交流会館の決算総額という欄に歳入97万円と記載しておりますが、この施設につきましては、施設利用料で指定管理を担っていただくという契約でございます。収支の状況に応じ、一定額を市へ納入していただくという提案をいただいております。

そういったことから、平成26年から平成30年の間に市のほうに納入された金額を記載しておるところでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

中川委員からご請求いただきました地域活動費（館長権限予算）に係る各地区からの意見を取りまとめたものでございます。

地域との意見交換会につきましては、7月初めから8月末にかけて、地区にもありますが、地区の連合自治会長やまちづくり協議会の会長様などに行わせていただきました。

地域からの主な意見としては、事業継続については、地区課題も残っているので、ぜひ継続してほしい。新しい事業や企画がされるので継続してほしい、また、まちおこしに向けて、館長権限予算は必要、あるいは地域間でつながりができた。また、突発的な課題に対応できるのでよいなどの意見をいただいております。

制度の内容についても記載のとおりでございますが、各地区一律配分でなく、コンペ方式のようなものがあると。あるいは、事業提案を各地区が行って予算取りを行いたいとか、地域の熱意の差も考慮してほしいという意見や、企画は出され尽くされた感があるが、まちづくりへの金銭的な補助は必要である。また、新たな事業は地域の活力になるが、地域で継続していくことは負担であるとか、継続年数やハード整備に制限があり、補助金のほうがよい、こういった意見をいただいたところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

樋口委員からご請求いただきました四日市国際交流センターで実施した日本語学習支援における対応言語数や開催回数についての資料でございます。

まず、資料記載の1でございますが、日本語学習者の言語数でございますが、登録学習者数は3月末で372名で、国籍は28カ国、お使いになられる公用語としては13言語となっております。

2の日本語学習支援における対応言語でございますが、学習時は、基本、日本語での対

応としております。ただし、現在、ボランティアさんとして187名の方がお見えでございますが、資料記載のとおり、10言語に対応できる方も登録されているという状況でございます。

資料3でございますが、日本語学習の開回数についてでございます。年間におきまして3952回、うち個人レッスンは3840回、グループレッスン112回、受講延べ人数は5164人となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

中川委員からご請求いただきました笹川地区で実施する多文化共生における現況やニーズに関するアンケートの様式でございます。

以下、15ページまでが日本人向けのアンケート内容、16ページ以降、19ページまでは外国人の方向けのアンケート内容でございます。こちらにつきましては、9月末日をアンケートの締切日として一旦設定しており、その結果をもとに、今後の施策の参考としていきたいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、続きまして、57分の20ページをごらんください。

こちらは、笹井委員よりご請求いただきました三浜文化会館の案内表示につきましてでございます。

平成28年度開館のまだ市民の皆様になじみの浅い施設ということで、三浜文化会館へお出かけいただく場合の道案内、目印となりますように、誘導看板などの表示を設置しております。

(1) から (3) は、その種類、次ページ、21ページには、地図上に設置場所を示しております。

(1) につきましては、名四国道や塩浜街道など道路沿いに設置している看板でございます。写真のように、オーバーハング式と言われます道路の上に表示する看板を名四国道、塩浜街道、合わせて3カ所に設置しておりまして、地図上には、黒い四角のAからCで示しております。

次に、写真右側のように、電柱に取りつける巻き看板、こちらを名四国道、塩浜街道や



近鉄海山道駅から三浜文化会館までの徒歩ルートに合わせまして、合わせて6カ所を設置しておりまして、地図上には、黒丸数字の1から6でお示ししております。

続きまして、(2)施設名称看板の設置でございますが、これは、この場所が三浜文化会館であるということを皆様にお示しするために写真にありますように、施設の外壁に大きな文字で名称を取りつけたものでございます。

写真の左側は、多目的ホールの壁につけたもの、こちらは、名四国道からよく見えるようにということにつけたものでございまして、写真の右側は、道路沿いからごらんいただけるように、名四国道と塩浜街道をつなぐ市道から見やすいようにということにつけたものでございます。

また、地図上に②で示しておりますけれども、こちらは近鉄電車の中からよく見えるようにということで、外壁に3カ所取りつけてございます。

(3)につきましては、車での進入口となります正門前に駐車場等の案内を示した案内表示でございまして、地図上には星印でご案内をしております。

続きまして、資料57分の22ページをごらんください。

こちらは、樋口委員、早川委員よりご請求いただきました鯨船などの地域の伝統的な文化行事、民俗文化財への支援について、まず、早川委員よりご請求いただきましたどのような補助金があるのかということにつきまして、私ども文化振興課、それから、社会教育・文化財課、観光交流課、そして、コミュニティ助成の窓口であります市民生活課で取り扱うものをまとめた資料でございます。

ごらんいただきますと、左端のほうに地区名や文化財名称など個別の名称が記載されてありますもの、こちらは、一番上が大入道山車で、一番下が富田の石取祭となっておりますけれども、このように個別の名称が入っておりますものは、国、県、市、いずれかで文化財に指定されたものでございまして、日ごろは社会教育・文化財課のほうを担当窓口となっております。

富田の石取祭の下の欄に、その他文化財の指定を受けていない伝統的な文化行事と示しておりますところに、例としまして、獅子舞ですとか、踊りなどというふうに挙げてございますけれども、いわゆる指定文化財ではないけれども、地域の皆さんが大切にしておられる伝統的な文化行事、こちらを示しておるものでございます。

まず、このどちらかに当てはまるかということで、補助金の制度が異なりまして、指定文化財につきましては社会教育・文化財課、それ以外は、私ども文化振興課が主に担当し

しております。

鳥出神社の鯨船行事を例に挙げましてご説明をさせていただきます。

表の上から4段目をごらんください。

まず、地区名が富田とございまして、鳥出神社の鯨船行事とあります。その隣に国とありますのは、国指定の無形民俗文化財ということを示しております。その右側には、山車の修理について、国が認めた修理、補助率、国、県、市それぞれの率ですとか、担当窓口が社会教育・文化財課であること、さらにその右の列には、国が認めた用具、衣装の修理についてのことも示しております。

そして、さらに右へお進みいただきますと、収蔵庫の修繕、こちらは、指定文化財についての補助金には対象になるものがございませぬので、私ども文化振興課で扱っております地域の文化遺産保存継承支援事業の補助金で、補助率4分の1、上限40万円という助成ができるというふうにごらんいただくことができます。このように、ほかの文化財等についてもごらんいただければ、各課でどのような対応をしているか、文化振興の視点で横串に刺した対応をしているということがごらんいただけるかと思ひます。

なお、こちらは、そのほかにも一定の条件を満たせば助成の対象となるものとしまして、大四日市まつりに関する補助金ですとか、自治総合センターの一般コミュニティ助成事業もございませぬ。どちらの課にお越しいただいてもご案内できるようにと、3年ほど前に樋口委員からアドバイスを頂戴いたしまして、このような一覧表をつくりまして、皆で共有しているものでございませぬ。

これを踏まえまして、次のページ、57分の23ページをごらんください。

樋口委員よりご請求いただきました富田の鯨船行事を初め、楠などの鯨船や大四日市まつりに出演されるような大物の山車や練りなどへの支援につきまして、先ほどの補助金の支援がどれほどあるのか、一覧表に照らしまして、実績を平成30年度から5カ年さかのぼってまとめたものでございませぬ。

特にということで、ご指示いただきました富田の鯨船行事の補助金につきましては、鯨船4そうのうち一つ、南島組の感應丸保存会さんのほうに平成29年度のコミュニティ助成の実績がございました。

文化振興課からは以上でございませぬ。

## ○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

今、出席する関係課の説明は以上でございます。

### ○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がありましたら発言願います。

### ○ 樋口龍馬委員

済みません、改めていっぱい資料を請求しました。たくさんつくっていただいて、ありがとうございます。

順次追っていきたいと思います。

アセットマネジメントに関しての部分と、指定管理の一覧に関しては、確認した上でモニタリングレポートを見させていただきたいということがあったので、請求させていただきました。また、指定管理については、後ほど、全て総括がされているのかという視点でモニタリングを見させてもらいたいなというふうに思いますが、決算の認定にかかわらずにやっていきたいと思いますので、ここでは質疑を留保させていただきます。

外国人との交流の部分については、今回、一般質問でも取り扱った方がお見えになって、部長のほうから、少し形を変えた今後の窓口について検討していきたいという答弁がありましたので、この点については決算にかかわらないので触れないでおきたいと思うんですが、先日、あるニュースサイトを見ていましたら、四日市市の名前が出てきました。外国籍は通常の2倍、特別支援学級在籍率、日本語できずに知的障害と判断かという記事がありまして、この中で、三重県四日市市が、12番目に名前が上がってきておりまして、ちょっと不名誉な記事の中で四日市市の名前が明確に出ていると。

どういうことかということ、各小学校を見てもみますと、特別支援学級というのが設けられている学校がほとんどであります。ここには、いわゆるIQテストの判定が出た学童ないしは、保護者のほうから要望があって、学校が認めた子供——ないしは療育手帳を持っている、判定が出ている子に近いんですが——なんか通っている。通級指導に耐え切れなくなって、支援学級に来たなんていう子たちが集まっているという状況で、いわゆる発達におくれのある、緩やかな発達の子供たちを預かる学級なんです、のべつ幕なし、ここに外国人の子供が入っていつているんじゃないかという話の記事です。実際問題として結構多いんですよ。外国人籍の子供が特別支援学級にクラスがえされてしまっている事例と

いうのは、四日市市にあるというのも僕も承知しておったんですが、こんな記事の中で上のほうに出てくるほどの状況とは理解していなかったんですけども、こういった事実の報道を見て、今見比べてみますと、これは教育のほうになるんじゃないかという話もあるとは思いますが、親が家で全然しゃべらんの、なかなか子供が。よく私も議員になってから、笹川のほうなんかで、多文化共生を見せてもらいにいくと、子供のほうが先に言葉を感じるもんでという話をよく聞かされてきたんですわ、多文化共生の話では。

しかしながら、この記事を見ると、子供のほうが日常会話を覚えてくるというところに少し行政として甘えてしまって、手続がおくれていったのかなというふうには感じないでもないんですが、所見、所感があればお聞かせをいただきたいと思います。

#### ○ 堤市民生活課地域調整監兼多文化共生推進室長

市民生活課多文化共生推進室室長、堤でございます。

委員のおっしゃるとおり、お子さんのほうが先に語学の習得が進んで、親御さんのほうはなかなか進んでいかない現状がございます。学校のほうでも、連絡事項が親に伝わるのになかなか苦慮するという現実も聞いてございます。

そこで、私ども多文化共生の視点からは、親御さんに少しでも日本語習得をしていただきたいということで、かねてより笹川が多文化共生推進サロンのほうで、親御さんへの日本語教室というのを開いて、指導に当たっておる次第でございます。

以上でございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

それが、受益者負担というものがあったり、企業の日本語教室に頼っていたりとかという8年ぐらいの流れがある中で、そろそろ見直していかなきゃいけないのかなというのを改めて感じているところです。

例えば小学校のPTAや中学校のPTAもくじ引きがかなり出てきまして、外国人さんがPTAのくじ引きに当たってしまうということが出てきています。例えば地区委員だったり。でも、さっぱりわからんもんで、会議に出てこないんですよ。そうすると、その地区の子供たちがごそっと地区行事からおくれていっているということも実は出てきているという話を漏れ伝え聞きますし、私もその現場を幾つかは知っています。

そんなところから、特段の配慮をするというのではないですけども、子供たちの機会

が均等になるような対応を、多文化共生窓口でももちろん十分にはいただいているとは思いますが。

ただ、集中している地域については一定あるんだけど、そうでない地域で外国籍の子供が出てきている部分については、行き届いていない部分もあるのかなと。ここを教育と連携しながら進めていくという考え方があれば、ちょっと披露してください。

#### ○ 堤市民生活課地域調整監兼多文化共生推進室長

市民生活課多文化共生推進室室長、堤でございます。

お尋ねの部分につきましては、教育と連携を図っていきたいとも考えておりますし、これまでモデル地区を中心に教育部会とか、そういうのをつくって、つなぎをうまいことしていくというところの観点で議論を進めておりますので、今後もモデル地区以外の市内全域においてもそういうところできちっと連携していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○ 樋口龍馬委員

これは意見になってくるんですけど、岐阜県のほうのハウスメーカーさんで、外国人の言葉がしゃべられない方たちが結構集住している地域があって、コンビニの周りであむろするとか、深夜までやっているスーパーのような店舗の中に小さい子供を連れている状況が間々見られた。そこに対して、何とかならんやろうかといって、安い住宅を提供し始めたところ、ホームパーティーなんかを開くようになって、徘徊外国人が減ったという事例をこの前紹介してもらった機会があって、そんなのも見ていたりして、なかなか、URとかを自分たちでばっと埋めてしまうと、それが通報されちゃうんですね。ブラジルの人たちがお祭りみたいな感じでばっとパブリックビューイングで、みんなでサッカーを見ていたりすると、それが通報されてというのは、過去あったように記憶をしています。

そういうことをみんなのできるような空間を与えてやれば、自分たちのコミュニティーもつくってくるし、その中で、自分たちだけの村をつくってしまって、日本語習得しないというのも、これもちょっと困ったものなので、そこら辺をどうアプローチしていくかという視点も踏まえながら、ますます進めていっていただかないと、新聞報道にあったような事実というのは改善がみられないのかなと思いますので、教育と連携を図りながら進めていただくことをお願いしまして、一旦これで終わります。

○ 笹井絹予委員

先ほどの三浜文化会館のところ、資料の20ページ、57分の20ページのところなんですけれども、この案内というのは、例えば三浜文化会館に車で行った場合に、左へ入っていきますよね、左に入っていく部分のところにも案内図というのはあるんですか。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。

今、笹井委員がおっしゃっている左へ入っていくとおっしゃるのは、23号線から入ってこられて、高架を越える手前でということでございますね。

一番手前には、電柱の巻き看板がございます。

以上でございます。

○ 笹井絹予委員

巻き看板ですか。直前の左に入るところには何か案内はあるんですか。

○ 中野文化振興課長

電柱の巻き看板、21ページのほうの地図上の黒丸3のほかには、直前の案内はございません。これだけでございます。

以上でございます。

○ 笹井絹予委員

初めての方はわからなくて迷うという方が結構多いみたいなんですけれども、直前のところにもあるほうがいいのではないかなと思いましたので。

○ 三木 隆委員長

要望ですか。

○ 笹井絹予委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

あれ、電柱の巻き看板ってドライバーは意外に見ないものですよ。電柱の看板を目当てに運転している人って意外と少ない。電柱にこんな長方形の看板を上げるというのはちょっと困難だけど、高架なり、入れ地の欄干のところに、あれは県道かな。あそこにポールを立てて、横にすると車の邪魔になるかな。縦なら縦の看板ですと見やすいね。それか、もうちょっと向こうにスクラップ屋さんみたいなところがあって、あの辺にも看板が立たないかどうか。とにかく私ら、あそこでちょっと勉強会をやったときに、そのまま行っちゃうんです、向こうへ。高架に乗って。突き当たったから、初めて来てね、あそこはUターンしにくいからね。なので、夜光塗料を塗って、橋の高架に上がるところに何か工夫ができないか、ちょっと一遍見たってください。もし可能なら、夜の授業があるので、夜光塗料があるとようわかりますね。

○ 三木 隆委員長

要望で結構ですか。

○ 日置記平委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

久留倍官衙遺跡は所管に関係ないんか。関係ないんやな。教育委員会か、伝えておいてほしい。まあええわ。向こうへ言うわ。

○ 三木 隆委員長

勘違いでいいですか。

○ 早川新平委員

失礼しました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

23号線で、だから、上りも下りも対応できるように本当はしておかんと、片側だけというのはちょっとまずいよね。上り、下り、両方からわかるようにしないと、23号線でも塩浜街道でもやったほうが僕は効果的やろうなと思う。ぜひ一遍検討してほしいわ。

○ 三木 隆委員長

要望で。

他に。

○ 樋口龍馬委員

文化財関係、ありがとうございます。

県や国やというところで金の出るところが違うのはしょうがないことだと思うんですよ。ただ、ずっと言っているんですけど、四日市だけは、あそこは社会教育・文化財課やとか、ここは文化振興課やとか、ここは観光交流課やとか、そろそろまとめてほしいなど。例えばユネスコの文化財になっていた富田の鯨船ですね。あれ、前もちよろちよろと何人かの方にお話ししましたが、ツアーを社会教育・文化財課が組むんですよ。ユネスコの文化財を見ましようと言って、足場を組んで、観客席を設けて、トイレも設置するんだけど、それは保存会が払っているんですよ。市での予算出動はないわけですね。社会教育・文化財課にはそんな金がないから。社会教育・文化財課の問題だけをここで言っているわけじゃなくて、文化振興課も社会教育・文化財課も観光交流課も、どこかの的を絞ってやってあげないと、大入道にしたって、秋が本来の祭りなのに、秋はよう出さんのですよ、恥ずかしい話。今回、髭は手に入れていただいたので、傷みを恐れずに出していけるようにな



るんですけど、今までは休ませなあかんだもんでなかなか出せなかったりとか、船も有形文化財じゃないんでいいとはいえ、横幕1個直すだけで1000万円ですわ。南納屋の鯨船なんか、有形文化財に悲しいかななってしまうもんで、横を支える竹ざおみみたいなやつ、あれ1本折れただけでも、もう何百万円の世界になっちゃうんですよ。そういうのをしっかり四日市市の文化財として守っていこうというときに、社会教育・文化財課ではなかなかしんどいし、文化振興課でもなかなかしんどいと。観光コンテンツとしてやるのであれば、どこかに一極集中をしていくという議論をそろそろ全庁的にやらないかんと思うんですけど、そのあたりどうですかね。

### ○ 山下市民文化部長

確かに、物についてはそれぞれ分かれておって、行事全般についての補助といいますか、さくらまつりなんかは、シティプロモーション部でやりますが、文化の祭りについては確かなかなかないということなので、次期の総合計画も考えるときでありますので、その辺は庁内で一回議論をしたいなと思います。

### ○ 樋口龍馬委員

特に社会教育・文化財課は、政教分離というのを言いますもので、稲葉三右衛門さんの像の前に市長が献花をすることはあっても、富田の祭りのところの冒頭に市長が出てくることもなければ、秋の四日市まつりでお諏訪さんに市長が出てくることもないわけですよ。でも、それはやっぱり観光コンテンツとして持っていくのであれば、市民の文化をずっと担わせていくということであれば、京都の祇園祭りのときに京都の人は出てくるじゃないですか、祭事であっても。その辺は、そこまでセンシティブな問題でもない、ちょっとかわり方を、四日市は今まで大分丁寧にやっていただいたとは思いますが、先ほど総合計画にと言われましたが、総合計画にのっけていただくと、小川委員なんかがよく言われるところの、総合計画は何でもできる免罪符じゃないぞという話になってくるもんで、10年間でというよりも、ここから、例えば次のタイミングでどうしていくんだという話をそろそろしていってもらわないと、せっかくいいものが残っていても、担い手育成の補助金をつけてもらったところで、担い手は本当に不足してきていて、四日市の文化も壊滅的な状況になりつつあるので、もう遅いぐらいですから、総合計画と言わずに、今回の決算の内容を受けてぜひ動いてほしいなと思うんですが、どうでしょうか。

○ 山下市民文化部長

どこまで話を早急にやれるかどうかはあれですが、考え方については委員のおっしゃるとおりですので、何かそういう方向で一回議論をしたいと思います。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

意見ですけど、この補助金の一覧表を見ていても、今、樋口委員がおっしゃったように、伝統的な文化の担い手の育成の補助とかというのは、非常に使い勝手が悪いであったりとか、金額的な問題であったりとかによって、執行なしとなっているところがあるので、この執行状況も真摯に受けて、この辺はもう一回再編であったりとかということを、真剣に考えてもらわなきゃいけないんじゃないかなと、この補助金の一覧表を見ていて思いましたので、ぜひ進めていただきたいなというふうに私のほうからも思いますが、よろしくお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

会派のほうから、いろいろなところで聞いてくれへんかということで、8月の決算常任委員会の財政経営部なんやけれども。

○ 三木 隆委員長

資料はどこにありますかね。

○ 早川新平委員

ことしの8月21日、決算常任委員会。財政経営部の決算常任委員長報告に対する対応と

いう資料があるんですよ、全ての分野において。その中の、あさけプラザ関連。

9 ページを見ると、例えば、あさけプラザとして、貸し館予約の非効率性解消のために、他施設を参考に予約方法の変更を検討すべき、という集約意見が出ているわけやな。その対応策で云々と書いてあるんですけども、これは、例えばあさけプラザの件、産業生活分科会の中で5項目出ているのやな、集約意見ということで。もう一つは、館長権限予算ということが指摘されています。ここにも集約意見として内容は列記されておるんですよ。現実には、あと三つは農業関連やで、商工農水部でまた聞くんやけれども、こういった件の報告に対する対応は書いてもらってあるんやけれども、どういうふうに対応を具体的にしているかを聞いてほしいという会派の意見があったんですよ。この所管のところであれば、あさけプラザの予約方法について、集約意見に対して列記してあるわな。

それから、もう一個は、同じようなところで、館長権限予算のあり方やわね。

先ほど冒頭で、河原田やっただけ。いろんな館長権限予算のあり方で、補助金に変えてくれとか、いろんなご意見があって、やっぱり集約していかんと、当初150万円から始まって、120万円になって、それで、地元の自治会との話し合いとか、使い道があるところと、独立させたほうがええよという意見があったんですよ。だから、そこは館長権限予算やで、使い勝手のええようにしようというところがあったんですけども、執行部として、集約意見に対する対応状況というのはここに列記してもらってあるんやけれども、現実にはどうなっているのかと、こういうふうにしますというだけであって、具体的にどこまでいっているかということをお教えしてほしい。決算やでな。

## ○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課の中根でございます。

早川委員、申しわけございません。まず、あさけプラザにつきましては、できましたら、理事者入れかえ後に答弁をさせていただきたいということでお願いします。

地域活動費（館長権限予算）につきましては、繰り返しになるかわかりませんが、平成27年度から、全24センターで実施しているところでございます。

今までの経緯としましては、平成28年度に所管事務調査、あるいは平成29年度の11月に、協議会のほうで館長権限予算についての検証の報告をさせていただきまして、平成30年度につきましては、当該事業を——令和元年といいますか——平成31年もさせていただきたいというお話と、地区市民センターあたりの、先ほどご紹介ありましたが、配分額を150

万円から120万円に減額をさせていただいた。それから、地域社会づくり総合事業費補助金というところも、積算の根拠の中で、納税奨励金等々の基準が、今の時代でなると見直すべきものがあったものですから、館長権限予算の減額分を財源にするといいますか、そういった中で地域社会づくり総合事業費補助金の見直しもさせていただいたというところでございます。これが、それまでのご意見の中で、一律150万円としての事業の妥当性はどうかというご意見をいただいたり、事業の効果、検証が必要だという中で、先ほど申し上げた検証等もしてきたわけですが、今までに、継続的な見直し、あるいは検証を行っていますが、全地区は平成27年からですので、5年目を経過するという中で、事業の効果を初め、地域の自立した活動への引き継ぎや、120万円としても一律の予算配分となっております中で、先ほど追加資料でご説明させていただいた7月から8月にかけてご意見をいただいたという中で、今、部局内では、いわゆるコンペ方式の方がよいといった意見をおおむねいただいた中で、これは廃止でいいぞと断言するような地区はなかったという感覚でありますので、配分のあり方、コンペのやり方について、これはまた、予算議論になってくると思いますが、この辺についてはそれまでに部内、庁内で話を詰めて、皆様のご意見をお聞かせいただきたい、こういうふうなことで考えております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、まだこれからもこの案件に関しては、いろいろなところで継続をしていくという意味でよろしいですね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

今はそう考えております。

○ 早川新平委員

最後にします。この館長権限予算は、館長のあり方によって、使い方が物すごい変わる。これ、小川委員もよくご存じやと思うんやけど、うちの富洲原の例をとったりしたら、地域にそういう声が非常にあるにもかかわらず、館長かノーと言われればノーなので、どこまで館長権限予算とって突っぱねるか、あるいは地元の自治会との対話の中で――これは個人的な資質の問題やと思うんやけれども――そういったところの問題点はやっぱり

出てくるところがあるんで、現実に出てきていたので、そこはある程度統一をさせているのか、それとも館長に任せっきりなのか、そこだけ最後に教えて。

#### ○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

これは、先ほどのご説明の中で言い漏らかしてはいますが、以前にいただいた委員の意見の中で、経験が浅い館長、あるいはそこらを原因として、地域とのコミュニケーションが不足しておる部分というふうなご意見もいただいております。

それで、いたずらに館長が違う方向に走っていてもあきませんので、事業の計画を立てたときは——大体5月に行っておりますが——部長と私どもと地域調整監と3者で館長と事業についてのヒアリングを行っておりますので、そこらで方向修正すべきものとか、あるいはアドバイスというか、助言的なものによって事業の方向性を決め、かつそれについては館長権限予算と言いながらも、地域と一緒にやっていくということもございまして、地域の合意はとれているのかというようなところの確認をさせていただいております。

#### ○ 早川新平委員

わかりました。

#### ○ 三木 隆委員長

他に。

#### ○ 中川雅晶委員

先ほども議論されているように、5年たって、いろんな意見をいただいて、なくせという意見ではなくて、もっと発展的にいろんな方式にマイナーチェンジなりしていったほうがいいんじゃないかなという意見が大勢かなと思うので、僕もそういう時期に来ているのかなと思いますし、いろいろ細かく報告の中で見させていただいたら、多分これだけでは書き切れない、いろんな化学反応を起こしている。いいほうの化学反応を起こしている好事例もあるし、なかなか館長が——地域の合意を得られていることが条件になるので——合意を得ることに非常に苦労されているというのもこの辺の部分の裏返しかなと思うんで

すが、ぜひ、5年を経過した中で、一度総括をした上で、先ほどのコンペ方式とか、金額も一律ではないようないろいろなやり方というのを真剣に進めていただいたほうが私もいいんではないかなと考えていますし、そのことによってさらに発展していくし、また、例えば毎年じゃなくてもいいんですけど——経年的に見なければその成果というのはわからないので——地域活動アワードみたいな形で、本当にすばらしい館長というか、地区市民センターがあれば表彰するというのもあっていいんではないかなと、そういう競争意識をくすぐるようなコンペ方式をしていただいてもいいんではないかなと思うので。今は、少し施策的に手を加えることによって発展するか、このまましばらくみながらフェイドアウトするか、時期的にはちょうどそういうところに差しかかっているかなと思うので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思うんですが、ご所見だけちょっとお伺いしておきます。

○ 山下市民文化部長

先ほど次長もお答えいたしました、これにつきましては、委員からおっしゃられたように、もうやめていくということではなくて、やる気のあるところ、余力のある地域、まだまだやりたいところというのはたくさんあります。そういった地域がその気になってもらってやっていけるように発展的な解消をしていきたいと。

当然またやり方については予算の中でご議論はいただかなあかんかもわかりませんが、そんな方向で今考えております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ここで約1時間が経過しましたので、10分ちょい、午後3時35分再開でお願いしたいと思います。

○ 三木 隆委員長

それでは、時間になりましたので、再開いたします。

質疑のある方、どうぞ。

○ 早川新平委員

ファミリー音楽コンクールについてちょっとお伺いをします。ファミコンね。

これ、田中市長のときから始まって、今、参加者が市内の人間が非常に少ないと。四日市からは現実に実力で1チーム出てくるか、多いときでも2チームぐらい。目指すところが何なのかという。例えば結構レベルが高くて評価されているということは新聞等でも報道されているんですけども、市内の市民、あるいは家族単位の音楽のレベルを上げていくのか、それとも全国から応募を受け付けて審査していくのか、方向性をどっちのほうへ持っていくかということをお伺いしたい。例えばレベルを求めていくのか、市民の文化力を向上するというコンセプトがあるのかということ、そこをちょっと教えていただきたいです。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。

委員からお尋ねいただきましたこととございますけれども、全国の方々に四日市へ来ていただいて、そして、四日市の方も含めて腕を競っていただくという、そういう場を設けることで、全国のレベルがいかようなものなのか知ることができますし、それに触発されて、四日市の文化のレベル、音楽のレベルの基礎的な水準も上がってくるのではないかと、そんなふうに考えております。

また、コンクールの場合だけではなくて、これまで積み重ねてきた人脈等を活用しまして、例えば審査員を務めていただいている音楽家の先生と一緒に学校訪問事業を開催したりもしております。子供たちに身近な学校という場でプロの演奏家の演奏を聞いたり、音楽の道へ進んだ思いを聞いたり、そういうことで、子供たちに音楽に親しみを持たせ、そして、

文化のレベルを上げていくということも取り組んでおりますし、また、ご家族で音楽を楽しんでいらっしゃる方のスキルアップになるようなワークショップということも取り組んでおりまして、この音楽コンクールを開催することで、市民の皆さんの文化的なレベルの向上を図りたいという思いと、そして、全国へ発信することでの四日市のシティプロモーションという面でも取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

## ○ 早川新平委員

ご答弁ありがとうございます。

優等生の言葉なんやけど、四日市市民というところが非常に僕は希薄かなという気がしているんですわ、私個人の意見として。例えば一部の——レベルを下げたって、こういう言い方はあかな——制限というか、最初は家族で楽器を始めた方が少し参加しやすいように、2人とか、いろんな形態があったんですけども、四日市市民のためにどういうふうにやっておるのかというと、今の答弁の中では、これが結局、質の高いコンクールで、文化力を向上させていくと、言葉ではそうなるんやけれども、参加者に余りにも四日市市民が少ない。これをどういうふうにして市民に理解を得ていくか、徹底的に文化力というか、音楽力を向上させるのであれば、それはコンセプトがあれば、別に四日市市民が出られなくてもいいのか。四日市でやる必要があるのか。やっぱり地元でやっていて出やすいから参加者がふえる。今の答弁の中でも、文化力の向上という言葉、そのところで、ファミリー音楽コンクールというのは、四日市市民にとってというよりは、四日市でこういう質の高いコンクールをやっていますという発信をするだけなのかということころは、ちょっと余りわかりませんよ。市民にとってどうなのかということころが、私にはちょっと理解しにくいんやけど、わかりやすく答弁してください。はっきり言って、何を求めているかということころ。

## ○ 山下市民文化部長

これは、二つあるのかなというふうに思っています。

一つは、四日市自身のPR、四日市市民というよりも、四日市そのものの過去の公害等のイメージを文化のイメージに大きく変えることによって、市民がある意味誇りを持てるような形にできないかなというようなことが一つあるんじゃないかというふうに思ってい



ます。

それと、先ほど課長が申し上げました、実際に全国の有数な方の音楽を聞くこと。聞いてもらって、その気になる場合もありますし、実際に一緒に演奏して、出ていただいて、競っていただいてレベルを上げていくといったこともある。この二つがあるのかなというふうに思っていますが、ただ、委員おっしゃるように、確かに四日市からの出場もごさいますが、少ないということは実際にごさいますので、委員がおっしゃるように、本当に市民のためになっておるのかということが十分認識をしないといけないということもごさいますので、今8回ということでごさいますので、8、9、10で、一つの区切りというようなところで、10回というのもあると思いますので、その辺までにまた議論をさせていただきたいというふうに思っております。

## ○ 早川新平委員

ありがとうございます。

最後にします。

田中市政のときに文化元年といってこれが始まった。それは、先輩議員も含めて、私らより上のところは、リアルタイムでいたので、そのことはわかるんですけども、その方向性をやっぱりこれからでも考えていかんと、一部の人たちはそれでいいんだけども、これが市民に浸透しているかという、僕は否やと思っています、現実。一部のそういう音楽をやっている方たちには浸透しているかもわからんけれども、四日市が、今、部長が答弁してもらったように、文化を四日市から発信して四日市をPRするとともに、一流の音楽を聞くという場を提供するという、大きく分けて2点とおっしゃったので、もしそれであれば、市民に受け入れられるようにしないと、ほとんど知らない人のほうが多いですよ、市民の中では。この本庁舎におる方たちは現場の人ですから、理事者サイドは99%知っていると思うんやけれども、一般の方は、こんなのやっているんやと。出だしのハードルが高くて、家族で何百万円もする楽器の演奏ばかりのところからスタートしたので、そこも一つ問題があると思うんやけどな。

今、部長が言ったような四日市のPRなんですと、文化を四日市から発信するんだと。

もう一つは、四日市市民にアマチュアの家族を中心とした音楽を聞かせる、しかも一流の音楽を聞かせる、そういう場を提供するんだというコンセプトが二つあるのなら、もうちょっとPRの仕方をね。何でこれを行っているんやと、四日市はこれを目指しているん

ですということをもう一つアピールしてもらわんと、お願いという形になるんやけれども、私のような意見を持っている方は結構多いと思うので、よく聞くので、発言しました。

以上。

○ 三木 隆委員長

要望でいいですか。

○ 早川新平委員

はい、要望というか。

○ 樋口龍馬委員

初めに、小林委員がよく説明していたのは、きずなをテーマにしたコンクールはないので、家族のきずなをテーマに、3.11が起きて、家族の大切さがわかってきたという説明をずっとされてきました。きずなのために100万円が必要なのかというのをずっと議会では言って来て、100万円を50万円にしましたと。ほとんど一般会計からは入れていませんと言うんですけど、市職員が走り回って協賛金を集めているのは、一般会計の出動にほかならないじゃないかという話はずっとあったんですよね。大体そのときに、時を同じくして開催される四日市ジャズフェスティバルと対比をされながら、四日市ジャズフェスティバルのほうがより音楽に触れる機会として有用なんじゃないかなんて指摘をずっと受けながら来ているのと、同時に郷土が誇る芸能大会の話が必ずセットで、割と否定的な意見で回ってきていると思います。

毎年開催しなければいけないんですかという話題が必ず出るんですけども、2年に1回にしたらどうやとか。これは郷土が誇る芸能大会とファミリー音楽コンクールの二つについてなんですけれども、交互にしたらどうですかというのは割と出るんですけども、今回、10回を機に検証しなければならないだろうという部長からのお話もあったんですが、郷土が誇る芸能大会のほうも8回目、次が9回目ということで、これを、今度10回というとまたずれていくので、両方の考え方について、お話をいただければなと思うんですけども。

○ 山下市民文化部長

郷土が誇る芸能大会についても、実は今回、各地区回らせてもらって、今後のこのままの方式——12地区を出してもらって、午前中6区、昼から6区と——がいいのかどうかということも少し議論をさせていただいて、実際に来ていただいている観客の方を見ますと、その地区の人が終わるとすぐ帰って行って、それが入れかわっておるだけで、一日見ることがないのではないかと。それがどれぐらいあるのかなという話もあって、地区の人にはわかる部分があっても、一般の市民の人にそれが浸透しておるのかという意見もありまして、今年度はまた1月にやらせていただきますが、来年度終わると10回ですので、それもさっき委員から言われたように合わせて、その辺の検証は一回きちんとして、その次、どういう形でというのはやっていきたいというふうに思っています。

#### ○ 樋口龍馬委員

応援していた時期もあって——というとな否定的に聞こえるかもしれませんが——債務負担行為にしたらどうですかとかという話もしながら、そのほうが募集も長くできますよねなんていう意見も出して、ファミリー音楽コンクールの募集なんかについては債務負担になっていると思うんですよ。私も片棒を担いできたもので、非常に大きな責任を感じています。

果たして、きずなというふうにスタートさせて、意義が変わってきたのであれば、総括をしっかりと行いながら、意義が変わったということでリニューアルしなきゃいけないでしょうし、どこかの機会で撤退するというのも一つかなというふうに思うところです。

それから、郷土が誇る芸能大会についても、ちょっと踏み込んで質問させていただきますけれども、募集、企画は全部市がしているということでもいいんですかね。実行委員会をつくるという話は出たりないんですか。

#### ○ 中野文化振興課長

郷土が誇る芸能大会につきましては、企画、調整等、全て私どもの課のほうで担当しております、これまで実行委員会形式でというお話になったことはございません。

#### ○ 樋口龍馬委員

これは意見になってくるんですけども、色とりどりにしてもらっているんですよね。地域の中でも、今度はあそこのどこどこが出るもので、うちは控えておこうとか、なるだ

け調整をかけて、より多くの出し物というか、ジャンルが出るように調整している部分はあるんですけど、例えば私は、新正の獅子舞と中浜田の獅子舞にかかわっていますが、中浜田の獅子舞を新正の人は見に来るし、垂坂の人も見に来るし、獅子舞をやっている人は獅子を見に来るんですよ。そこでずっと続くと。今はさっき部長が言われたみたいに、入れかわりですわ。順番を待つ控え席が客席になっていて、そこから出番の人たちが裏手に回って、出て行って、帰ってきて、一服して、退場して、入れかえ制みたいになっているんですよ。なかなか滞在型になっていなくて、出た人は、優劣をつけられることなく、全員が賞をもらえる。それがいいのか悪いのかというところは考えていただいたらとは思いますが、企画運営をそろそろ手放すということも考えていっても。それは驚きましたわね。近所の盆踊りみたいなのが初めて出てきたときに、どこが伝統芸能なんやと思ったけど、よう考えたら、芸能大会やでええのかみたいな、フラダンスも踊られるし、そうか、四日市の発表会なんやなと思ってはおったんですが、それではなかなか人が集まらないのかなというところもありますので、少し企画を練ってもらわないのであれば、これも5年に1回にするとか、そういうことも考えたほうがいいんじゃないかなという意見を申し添えて、終わります。

## ○ 早川新平委員

僕は、ファミリー音楽コンクールは、やっぱり隔年ではすたれてくと思う。やるんなら毎年。コンセプトを持って、レベルの高いものなら、市民をほっておいてでも四日市でこういうものを行っているというのは発信せんと、情けで、げたを履かせて四日市から一組入れるとか、実際は知らんよ。知らんけれども、そういうふうな捉え方をされるよりは、やるんなら、純粋にレベルの高いものでいくとか、どこかで中途半端なのが一番嫌われるし、やるんならやるで、純粋に質の高い、あそこではいいもの聞けるんだよねということをする。そのためには、隔年にすると、これは弱いと私は思っております。そういったところも、やってもらうのはいいんです。いいんだけど、きちっとしたもの、家族のきずなというものがテーマであれば、これをずっとやって、そういうふうにはやっていかんと、思いつきでぱっぱっぱとやっていくというのには、皆さんそっぽを向いていくんだよな。だから、逆に言ったら、四日市ジャズフェスティバルのほうが根強い人気で、ええやないかという声は市民の方から聞くので、一つの芯というものをつくって、やるんならやっていってください。意見です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

ファミリー音楽コンクールの話ですか。

現状、僕は行ったことがないので、最近。第1回目と2回目ぐらいは行きました。なぜなら、これはやめたほうがええでという意見を僕は出したのでね。行ったときは、まあまあなんかなと思ったんですけど、やっぱり成功するための戦略をもっと分析したらどうかなと思うの。ファミリーとつけるから少ないのか、今、部長が言ったように、一つのグループが出演したら、客席もすぐに帰っていっちゃうと。これは、この間の邦楽まつりと一緒でね、そのグループが発表すると、それに合わせて客席の人たちはかわって、また次の人に入れかわるんですよ。だから、何が一番いいのかと、聞いてくれる人もたくさん聞いてくれることによって、出演者は満足感が得られる。それから、ファミリーということだけじゃなく、プラスアルファでグループもここに入れたらどうなんやろうと。例えば小・中・高とか、あるいは一般企業の団体とかというのを入れるとどうなんやろうというふうに思うんだけど、これは、それぞれで専門のコンサルタントがいると思うんですよ。だから、もう少しその辺のところの幅を広げて、本当の芸術祭になるような形をするということがいいかなと思うんですね。

ただ、四日市は文化レベルが低いと思うのね。何でかという、二十数年前に、四日市が主催で、このときに四日市市文化まちづくり財団はなかったけど、主催は四日市市だったか、四日市市文化会館だったかわからないけど、ドイツフィルハーモニーの管弦楽団を四日市が呼んだわけよ。第1ホールは何人入りますか。300人ぐらいしか入っておらん。よう忘れんわ、3000円やった。で、私がこれを厳しく批判しました。宣伝不足やって、こんなの。ドイツまで見に行く人もいるのに、本当に好きな人は。向こうからわざわざ呼ぶということができたんや。それでも300人しか入っておらん。何たる悲惨な結果だったか、赤字や、大赤字ですよ。だから、やっぱり低いんですわ。低いと同時に、PRが足らんよ。

そのとき僕が言ったのは、大手企業の労働組合にPRしたかと言ったの。組合が売ってくれるでしょう。我が四日市市の職員は何人行ったのと、調べてくれと言った。前売り券

だからわかりますやん、何枚売れているか。市の職員が共済組合から、何人買ったかというのわかるよね。そんなときぐらいは職員が協力しないとあかんわね。赤字になるのやもん。四日市の小、中、高校生に何で教育長からPRしなかったの。こんなすごい文化行事があって、1200人入るところに300人は笑っちゃうで、本当に。そんなことがあった。

だから、やっぱりこの企画を継続させて、さらに拡大していくならば、あるいは文化を振興するならば、やっぱり教育の関係から協力してもらおう、指導する、あるいは県庁のほうにもいろいろと協力してもらって、積極的なアピールをするという活動がないと、これはじり貧ですわ。だから、せっかくのいい企画も、初めは、僕はこれは無駄やにと言ったけど、ここまで来たので、これをさらに上乘せして価値のあるものにする方向性でいくのであれば、やっぱり根底から計画を練り直す必要があると思いますので、十分な考慮をお願いします。

○ 三木 隆委員長

回答は、希望しますか。

○ 日置記平委員

いや、回答はもらわなくてもわかっていますから、よろしいわ。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

三浜文化会館の行政コスト計算書を見せていただくと、経常行政コストが昨年度よりも600万円ぐらいふえていて、経常収益は昨年度がわからないですけど、受益者負担率も8.71%、これが去年は6.37%なので、どういうふうに評価したらいいのかは、なかなか悩ましいところですけど、特に純経常行政コストが少しふえている傾向は、何か分析しているんですか。

○ 田中文化振興課課付主幹

文化振興課、田中です。

委員おっしゃられるコストが上がっている部分につきましては、昨年、利用者がふえたこともありまして、電気代が大きく上がったというところが大きな要因となっています。

電気代、光熱水費が大幅に上がって、電気代の契約は基本料金が一旦上がってしまうと、1年間下がらないというもので、夏場に電気をたくさん使ったこともありまして、通常より10万円以上基本料金が上がったことが大きな原因というふうに考えております。利用者はふえているというようなことから、こういう結果になってございます。

○ 中川雅晶委員

利用者がふえて、経常の収益はふえたんですかね。

この経常収益は940万6000円になっていますが、前年度はどれぐらいやったんですか。

○ 中野文化振興課長

済みません、お待たせいたしました。

平成29年度の収益は630万円余でございます。

○ 中川雅晶委員

経常収益はふえているけれども、その分、コストも上がっているということですよ。

ほかの、例えば橋北交流施設とかとちょっと性質が違うので、今、行政コスト計算書を見ていても、全然性格が違うなと思って見ていたんですが、今後、三浜文化会館をどういうふうに持っていくというか、もっと利用者数をふやして、収益をふやしていくのか。それから、人件費は少しほかの施設に比べて高いと言っていいのか、どういうふうに評価するのかなかなか難しいんですけど、こういうあり方であったりとかというのも今後どういうふうにかえられているのか、その辺はどうでしょうかね。

○ 中野文化振興課長

三浜文化会館につきましては、おかげさまで利用者もふえてきておりますし、皆様に徐々に知っていただいて、ご利用いただいているんだなという状況を思っているところでございますけれども、これからは、貸し館の利用はもちろんなんですが、文化の担い手について、今、減少傾向にあるなということを認識しておりますので、担い手を育成するような、そんな事業を行っていける場にしていきたいなというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員

確かに自主事業のイベントなんかを見ると、そういう意図が取れるような内容のイベントを組んでいただいているのかなとは思っているので、また、三浜文化会館は、そういう文化的なところで、より少し魅力のあるというか、どうやって裾野をふやしていくのか、もっと知っていただく努力をしながら利用者数を上げたりとか、貸し館業務も含めて収入も上げることを考えていかなきゃいけないのかなと思いますので、ぜひ次の決算のときには、いい行政コスト計算書のデータなり、また決算額なりとかというのを注視していきたいなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

先ほどの三浜文化会館の関連で、三浜文化会館の中に、例えばA会議室とかB会議室とかが、2階にあると思うんですけども、1階の入り口に、例えばA会議室は2階のどの辺とか、案内の手順とかというのはありますでしょうか。2階の会議室なんかは、探したりすることがあってわかりにくいので、そういった案内図みたいなのはありますでしょうか。

○ 田中文化振興課課付主幹

文化振興課、田中です。

このたび8月より、入ってすぐのところに大きい電子看板という、デジタルサイネージというものを掲示させてもらっておりまして、その中で、どのような催しものがどこでやっているのか、それが何階にあるのか、それが北なのか、南なのかというような表示を新たに掲示させていただくようにさせていただいております。

また、その周辺に、その階のフロアの地図もありますので、それと併用して確認して、その部屋まで行っていただくようなことで考えてございます。



○ 笹井絹予委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

追加資料じゃない部分でも大丈夫ですか。

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

各市民センターの図書室なんですけれども、図書室が認知されていない地区市民センターもあるように思うんですが、利用数からいって、明らかに少ないところがあるんですよね。蔵書をふやしていこうとすると、僕が昔地区の役員をさせてもらっていたときは、なかなか図書をふやしていく予算がないもので、人権教育推進協議会がプレゼントしたり、婦人会がプレゼントしたりしながら回していたと思うんですが、この図書室の意義というものをどういうふうに捉えているんですか。どういう設置目的なんですかね。センターがあるから置いておこうみたいな。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

当然センターは公民館として利用されておりますので、基本的に図書室というのは、生涯学習をしていただくと、自分で学習をしていただくというのが大きな目的で設置されておることです。

○ 樋口龍馬委員

例えば学生さんがそこで勉強していてもよろしいのですか。

## ○ 山下市民文化部長

私は海蔵地区市民センターの館長をしておりましたけれども、例えば、夏休みなんかは——海蔵地区市民センターの図書室は結構広いものですから——お子さんが見えて、あそこで学習をされております。センターによってはちょっと狭いところがあって、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、基本的には、勉強していただく場所ということではありますが。

## ○ 樋口龍馬委員

海蔵地区市民センターもそうなのかもしれないですけど——あさけプラザはちょっと別枠だと思うんですけども——せっかく設置されていても、利用者があんまりない地区もあると思うんですよね。そういう機能がある、こういうふうに使っていいんだということが、市民に周知されていないのかなと。子供たちなんて、結構学習する場所を探し求めている、うちの娘は、恥ずかしながら、いつも鈴鹿市役所の上に勉強しに行っているんですよ。それぐらい、四日市には、学生のためのパブリックスペースがないので。余り腕を振って使ってええよとも言にくいでしょうけど、使ってもいいのか、ちょっと聞かせてもらってよろしいですか。

## ○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

図書室の利用状況一覧というものにつきましては、部局別の決算常任委員会資料、35ページのほうで出させていただいておる次第ですが、図書室の貸し出しの利用者数を見ますと、一般として7324人、それから、児童ということで3870人、合計で1万1194人ということで、平成30年度はお示ししておるわけですが、前年の総計でいいますと、1万1176人とほぼ同等の数字となっております。

ところが、センターの規模とか、あるいはセンターの位置の状況もあると思うんですが、当然のことながら、貸し出し利用者数の変動というか、合計数の数字の違いはございます。例えばこれは、資料を拝見しますと、河原田とか塩浜というところだと180名程度になっていますし、四郷で1079人、内部1218人というところがありまして、この辺の利用者の多さ少なさというのは、いろんな要因によって変わってくると思うのですが、ただ、こういうものがあるという周知については、ちょっと今確認できていませんが、センター便り等で、新しい図書を購入しましたとか、そういう周知はしておると思います。

委員おっしゃられるように、本は借りられるけれども、勉強もできますよというふうな案内というのは余りしていないと思いますので、今のご指摘を踏まえまして、実際に勉強するようなスペースがあるのか、勉強にふさわしい環境であるのか、というのも若干問題があるようなところもあって、例で挙げていただいた鈴鹿市役所というのは、私も行ったことがあります、きれいなところで勉強しやすく、休憩するときにも景色がよくて、気分転換にもなるという、そういう施設と対比するわけにはいきませんが、利用ができるというものであれば、その辺の周知についても今後検討していきたいということを感じております。

以上でございます。

## ○ 樋口龍馬委員

行政機能を持ち合わせている公民館としては、全国屈指だというふうに僕も理解しているんです。行政機能を持っていて、出張所的なこともこなしながらなんですけれども、公民館機能として見ると、ほかの市町に劣りつつあるのではないかなというふうに強く感じています。鹿児島なんか、どこの公民館に行ってもめっちゃきれいやし、利用料も他市町から行ったってただだったりするんですよ。それがゼロやったらいいのかという話ではないんですけれども、公民館機能として、こういうことができますよと、知っている人しか知らないような状況で、地区の自治会やとか、社協の役をやっている人たちが会議に使っているぐらいにとどまっていたり、一部のうまいこと見つけた人が大ホールを何か占有的に使っているような現状で、使える人しか使えない施設になってしまっていて、公民館と呼べる機能から、ちょっとずれつつあるのかな。キッチンスペースにしたってそうですし、図書室にしたってそうなんですけれども、もっとこういうことができるんだよと発信する機会を、回覧板でしますやん。私も、きょうの朝、回覧板を隣の家に戻してきたんですけど――私は一応目を通しましたよ、全部――僕は議員になるまで目を通したことがなかったの、ましてや、あれを子供が見るということは難しいと思うんですよ。何かもっと違うタッチでアプローチしてあげないと。以前、尾平のイオンの中に出張所をつくりましょうかという話が出たときがあったときに、そんなことをすると、地区市民センターの人が寄る機能が損なわれるんじゃないかという議論が議会の中で一部ありました。でも、そういう話じゃないところで、公民館機能というのを強化していけば、窓口がどこにあると、住民の寄ってくる場所になり得ると思うんですよ。私も中部地区市民センターを使

うより、新正公会所を使う率が高いですもんね。ありませんか、そういうの。

なので、もっと公民館機能を強化していくということを、センターの館長は、つつい行政職務に追われてしまっているところがあると思うんですけれども、貸し館であったりといった機能を強めていかないと、公民館機能としては、他市町に劣っているという気がします。ぜひ強化してほしいと思いますが、いかがですか。

#### ○ 山下市民文化部長

委員おっしゃるとおり、公民館という概念でいくと、少し弱いかわかりません。ただ、今度の皆さんにもご提示している総合計画の中で、次の更新という中で、センターもこれから窓口機能をどういう形にしていくか、公民館機能は、当然縮小するという事ではないと思いますが、当然あそこは生涯学習をする場所ではあるわけですから、あそこをいろんな拠点になりますので、再度公民館機能というものを見直していく必要もあるのかなと思いますので、今回の総合計画を検討していく中で、そういったものも含めて検討していきたいなというふうに思っております。

#### ○ 樋口龍馬委員

館長会の中でもこういう話があったと。実際どうやというふうに一度聞いてみてください。皆さんもセンターの館長、副館長業務から離れて久しいと思いますので、現状を改めて確認していただけるといいのかなというふうに思います。終わります。

#### ○ 三木 隆委員長

他によろしいでしょうか。

(なし)

#### ○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中市民生活課、市民協働安全課、文化振興課関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中市民生活課、市民協働安全課、文化振興課関係部分について認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費(関係部分)、第4目文書広報費(関係部分)、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費(関係部分)、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第23目諸費(関係部分)、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

それで、全体会に送る、ここの議論を見ている中で、ファミリー音楽コンクールと郷土が誇る芸能大会の部分についてかなりの意見が委員間討議をされたと思うんですが、全体

会にという思いはどうでしょうか。

また、それ以外のテーマであれば。

○ 樋口龍馬委員

全体会にというより、論点整理というところで、私は、文化財に係る所管というところをこれから見直していったらどうだということが提言で議会としてもしまとまるのであれば出てもらいとありがたいなとか思うところがありまして、これから委員間討議ができるのであれば、文化財の所管をどういう方向の下でワンストップにまとめていけないだろうかというような議論ができるといいなと思っておりますが、あかんと言われたらあきませんが。

○ 三木 隆委員長

他の委員は、今の意見に対して。

○ 中川雅晶委員

私も伝統的な文化行事等の担い手等育成に関する事業支援補助金とか、伝統的な文化遺産の保存継承に関する事業支援補助金とか、執行率に大変問題もありますし、使いにくいんだろうなど。もっと有効にそこに届くようなものに再編するというのは本当に議論すべきかなというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

他の委員の方はどうでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

では、採決しますか。

文化財について、全体会に送るものとして、賛成の方は挙手をお願いします。

いやいや、論点整理イコール全体会に送るものですので。論点整理をするという。

文化財について、賛成の方は。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

ファミリー音楽コンクールの部分はどうしますか。

○ 中川雅晶委員

僕の意見としては、いろいろ課題があって、おっしゃるのももっともな部分があるとは思いますが、文化というのは、続けていくというのが大事で、僕は最初のときの議論からずっと今まで積み上げてきて、やっておられる内容はかなりレベルの高い音楽なので、これを続けていく意義はまだまだあるのではないかなと思います。やり方の工夫とか、当然そういうのはしなきゃいけないと思うんですけど、これは四日市からの文化の発信としては、有効な事業ではないかなと、私は個人的には思っていますので、だからといって、現状でそのまま満足するというわけではなくて、もっと発展的という意味です。

○ 三木 隆委員長

私が振り返りたいのは、その辺の部分ですけどね。今のままではなくて、さらによりよいものという部分で。

○ 樋口龍馬委員

そんなにばらけた意見ではなくて、絶対やめろという話ではなかったと思うんですね、全体感として。10回目を契機に考えたいという話もされてみえたので、それは委員間の討論というよりも、分科会長報告の中で一定一致が見られた意見としてまとめられるのであれば、それも一つの実効ある形かなと思いますので、分科会長報告でいかがでしょうか。

○ 三木 隆委員長

わかりました。

では、市民文化部のところでは1件、文化財の件だけ全体会に送らせていただきます。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

本日はこの程度としますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

次回は明日10時から行いますので、よろしくお願ひします。

本日は閉会します。

16 : 22 閉議